

令和6年度第1回岩手県子ども・子育て会議

日時： 令和6年7月10日（水）14:00～16:00

場所： エスポワールいわて 2階大中ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) いわて子どもプラン（2020～2024）の進捗状況（令和5年度）について
- (2) 岩手県子どもの生活実態アンケート調査結果のポイントについて
- (3) 岩手県ひとり親世帯等調査結果のポイントについて
- (4) 次期いわて子どもプラン等の策定方針等について
- (5) プラン策定のための意見聴取について
- (6) 第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について
- (7) 部会委員の指名について

4 閉 会

令和6年度第1回岩手県子ども・子育て会議 出席者名簿

【委員】 ◎：会長 ○：副会長

任期：令和7年11月30日

区分	分野	所属団体	職名	氏名	備考
子どもの保護者	保育所保護者	かがの・ohana保育園2H会		藤村 聖	欠席
	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	会長	元居 桂子	新任
	小・中学生保護者	一般社団法人岩手県PTA連合会	副会長	山口 真樹	欠席
子ども・子育て支援事業者	保育	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会長	稲田 泰文	欠席
		日本保育協会岩手県支部	支部長	芳賀 カンナ	
		岩手県私立保育連盟	会長	高橋 学	
	教育	岩手県国公立幼稚園・こども園協議会	副会長	山本 ゆかり	
		岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会	会長	今西 界雄	欠席
	子育て支援	認定NPO法人いわて子育てネット	事務局長	千田 志保	新任
		社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	常務理事兼事務局長	藤澤 良志	新任
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
		社会福祉法人岩手県社会福祉協議会岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会	副会長	長崎 由紀 (坂下 明洋)	新任 (代理)
	福祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	○ 米田 ハツエ	
		岩手県児童養護施設協議会	会長	佐藤 孝	
岩手県母子寡婦福祉連合会		副会長	米田 千賀子		
学識経験者	大学	岩手県立大学社会福祉学部	教授	高橋 聡	欠席
		盛岡大学短期大学部	教授	◎ 大塚 健樹	欠席
その他知事が必要と認めるもの	行政	花巻市健康福祉部こども課	課長 (課長補佐)	松原 弘明 (高橋 秀行)	新任 (代理)
		普代村保健センター	所長	松葉 義人	新任
	教育	岩手県小学校長会	専門委員	八重樫 深雪	
		岩手県中学校長会	常任理事	久慈 孝	新任
	保健医療	岩手県医師会	常任理事	金濱 誠己	欠席
		岩手県医師会	常任理事	吉田 耕太郎	欠席
	労働	岩手県経済同友会	専務理事・事務局長	中島 勝志	
		日本労働組合総連合会岩手県連合会	事務局長	鈴木 圭	
	報道	株式会社岩手めんこいテレビ	総務局総務部副部長	津野 牧子	
	公募			高橋 友妃子	

【事務局】

部局名	課室名	職名	氏名
保健福祉部	子ども子育て支援室	副部長	加藤 勝章
		室長	前川 貴美子
		次世代育成課長	齋藤 晴紀
		子育て支援担当課長	才川 拓美
		特命課長(少子化対策)	佐藤 泰宗
		主任主査	日時 麻由
		主査	廣田 悠人

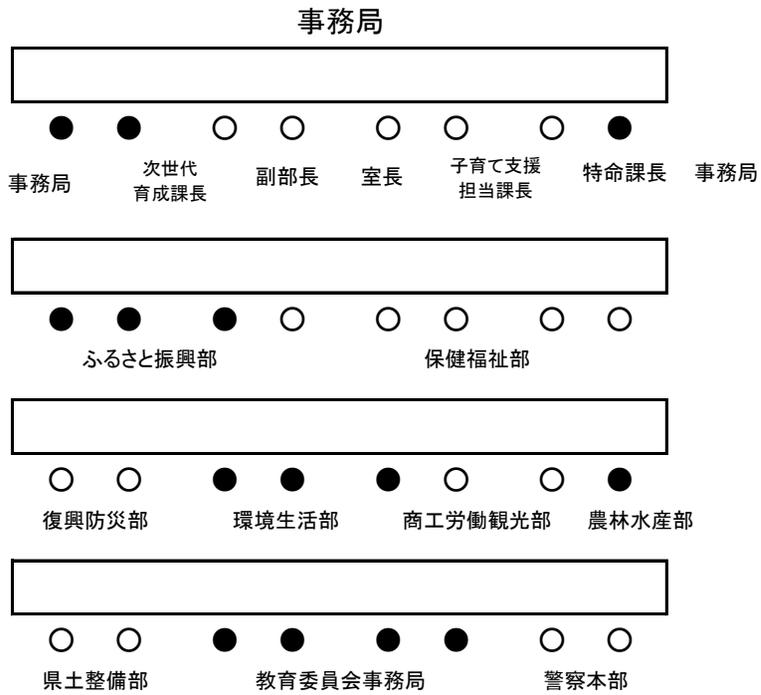
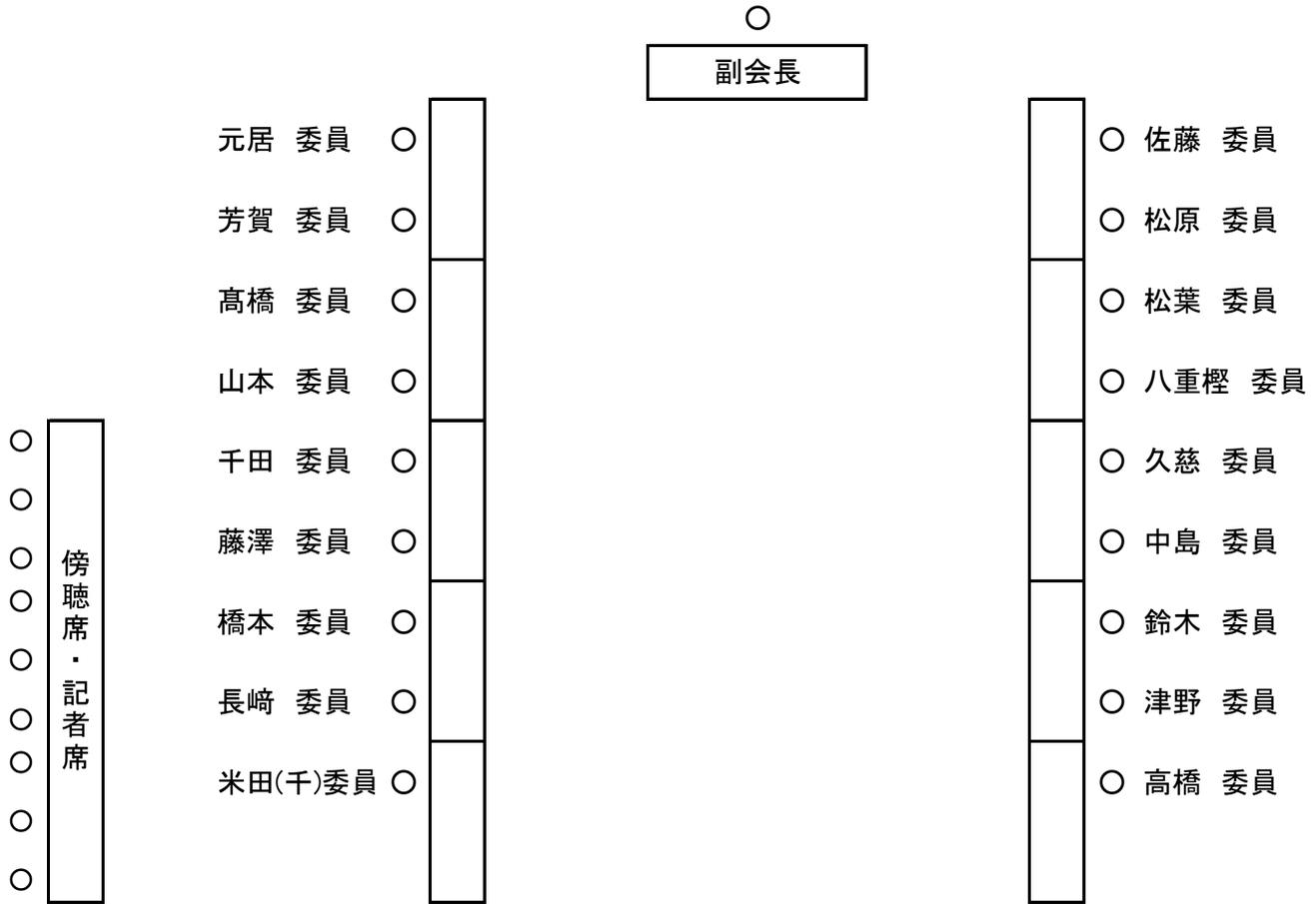
【いわて子どもプラン関係室課】

部局名	課室名	職名	氏名
復興防災部	復興危機管理室	主事	高橋 昌平
	消防安全課	主任主査	菊地 賢
ふるさと振興部	ふるさと振興企画室	主任主査	古舘 貴光
	学事振興課	私学振興担当課長	高橋 英光
	交通政策室	特命課長	伊東 義学
環境生活部	環境生活企画室	企画課長	吉田 知教
	県民くらしの安全課	主査	晴山 久美子
	若者女性協働推進室	青少年・男女共同参画課長	藤井 茂樹
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長	田内 慎也
	健康国保課	主査	岡本 正彦
	地域福祉課	主事	赤澤 美貴
	障がい保健福祉課	主査	西村 真樹
	医療政策室	特命課長	小原 哲也
商工労働観光部	商工企画室	企画課長	齋藤 深雪
	定住推進・雇用労働室	主任主査	長坂 聡美
農林水産部	農林水産企画室	主査	佐藤 祐介
県土整備部	県土整備企画室	企画課長	高橋 正志
	建築住宅課	主任主査	榎谷 祐介
教育委員会事務局	教育企画室	主任主査	小野寺 力
	学校教育室	主査	明堂 政寿
	保健体育課	主任主査	道下 龍弥
	生涯学習文化財課	主任社会教育主事	高橋 省一
警察本部	警務課	企画係長	佐藤 敦
	人身安全少年課	課長補佐	米島 洋美

令和6年度第1回岩手県子ども・子育て会議 座席表

日時： 令和6年7月10日(水)

場所： エスポワールいわて 2階大中ホール



○岩手県子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 10 月 18 日条例第 69 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 4 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

一部改正〔平成 26 年条例 102 号・令和 5 年 20 号〕

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前 2 条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 20 日条例第 102 号)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 岩手県子ども・子育て会議は、この条例の施行の前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定による調査審議(同法第 17 条第 3 項に係るものに限る。)を行うことができる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

いわて子どもプラン（2020～2024）の進捗状況 （令和5年度）

【いわて子どもプラン(2020～2024)】

1 策定の趣旨

「いわての子どもを健やかに育む条例」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定したものの。

2 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

3 目指す姿

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、誰もが子どもを健やかに育てやすいと実感できるいわて

4 推進する施策(※)

- (1) 子どもの健やかな成長を支援する
- (2) 子育て家庭を支援する
- (3) 子どもを生む世代が安心できる環境をつくる
- (4) 東日本大震災津波からの復興を推進する

※ 子育て分野の主要計画との関係

いわて子どもプランは、次の計画等のマスタープランとし、これらの重要な柱となる施策等を盛り込んでいます。

- 岩手県子ども子育て支援事業支援計画(2020～2024)
- 岩手県子どもの幸せ応援計画(2020～2024)
- 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画(2020～2024)

5 計画の推進

- ・ 本計画は、いわて県民計画(2019～2028)における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していきます。
- ・ 計画の推進に当たっては、「岩手県子ども・子育て会議」等の場を通じて県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図ります。
- ・ 計画の実施状況については、毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、公表します。

1 推進する施策を構成する具体の取組に係る指標の達成状況

- 取組の達成度ををはかるため、「推進する施策」を構成する具体の取組について計91指標を設定しており、判定区分に基づき令和5年度の指標の実績を測定したところ、91指標のうち、「達成(A)」は54指標(59.3%)、「概ね達成(B)」は19指標(20.9%)、「やや遅れ(C)」は4指標(4.4%)、「遅れ(D)」は11指標(12.1%)となりました。※ 未確定の指標:3指標

【指標達成度の判定区分】

達成(A): 目標達成度 100%以上 概ね達成(B): 目標達成度 80%以上 100%未満
 やや遅れ(C): 目標達成度 60%以上 80%未満 遅れ(D): 目標達成度 60%未満

	達成度A	達成度B	達成度C	達成度D	合計
(1) 子どもの健やかな成長を支援する	32 (55.2%)	15 (25.9%)	1 (1.7%)	7 (12.1%)	55 (未確定3指標)
(2) 子育て家庭を支援する	17 (73.9%)	3 (13.0%)	2 (8.7%)	1 (4.3%)	23
(3) 子どもを産む世代が安心できる環境をつくる	5 (50.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)	10
合計	54 (59.3%)	19 (20.9%)	4 (4.4%)	11 (12.1%)	88

80.2%

16.5%

※ 未確定指標:3指標

指標の実績、意見聴取の状況等を踏まえ、課題と次期プランの方向性を今後示していく。

2 推進する施策の取組状況(主なもの)

(1) 子どもの健やかな成長を支援する<「概ね達成【B】」以上の割合 約81.1%>

①推進する施策の主な取組実績

●子どもの居場所の拡大

「岩手県子どもの幸せ応援計画(2020~2024)」に基づく、子どもの居場所の立ち上げ等を行う市町村への支援や、開設者向けの研修会の実施

●生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善

●就労・生活の総合的な相談支援や関係機関の連携体制の構築

「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づく、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」による総合的支援、市町村・NPO等で構成する「岩手県ひとり親家庭等サポートネットワーク会議」の開催

●児童虐待防止対策

「児童虐待防止アクションプラン(2021-2025)」に基づく、市町村及び児童相談所の対応力向上のための研修の実施、警察との連携強化、広報啓発活動の実施

●「高校生の生活状況アンケート(ヤングケアラーに係る実態調査)」の実施

県内すべての高校2年生に対する家族のケアの状況やその影響などヤングケアラーの実態把握

②推進する施策の令和5年度実績が目標達成度80%未満の主な指標とその理由

■里親登録組数

(理由)里親の新規登録数は増加傾向にあるものの、里親の高齢化などにより里親登録を消除する里親も多くなったため。

■学校が楽しいと思う(学校に満足している)児童生徒の割合【小・高】(%)

(理由)学校生活に対する個々の満足度には多様な要因が影響すると考えられるが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の学校行事の見直し等が一因となった。

■自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合【小・中】(%)

(理由)新型コロナウイルス感染症の影響で縮小・中断していた校外活動などは再開しつつあるものの、児童生徒が地域の良さを認識する学習活動の再構築が十分に進まなかったため。

2 推進する施策の成果と課題(主なもの)

(2) 子育て家庭を支援する<「概ね達成【B】」以上の割合 約86.9%>

① 推進する施策の主な取組実績

●産後ケアの拡充

事例集の作成・配布、市町村が行う産後ケア事業の利用料の補助の実施

●周産期医療体制の強化

全ての妊産婦を対象とした居住地から分娩取扱施設への移動等に要する経費の支援

●保育人材の確保

「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(2020～2024)」に基づく、市町村が地域の実情に応じて実施する施設整備等の取組の支援、保育士・保育所支援センターを通じた保育人材の確保

●子育て世帯の負担軽減

県独自の子育て支援策として、市町村と連携し、第2子以降3歳未満児を対象とした所得制限のない保育料無償化や在宅育児支援の実施、妊娠時から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援及び経済的支援を一体として支援するための体制づくり

② 推進する施策の令和5年度実績が目標達成度80%未満の主な指標とその理由

■「いわて子育て応援の店」協賛店舗数(店舗)[累計]

(理由)個人経営店舗は増加したものの、大規模展開店舗等の協賛が減少したため。

■年次有給休暇の取得率(%)

(理由)働き方改革などの取組により上昇傾向にはあるが、人手不足が続いていることなどにより大きな上昇には結びつかなかったため。

■男女共同参画サポーターの男性認定者数(人)[累計]

(理由)男性受講者は25名程度参加していたものの、認定までに至らなかった(規定数を受講しなかった)者が多かったため。

2 推進する施策の成果と課題(主なもの)

(3) 子どもを産む世代が安心できる環境をつくる<「概ね達成【B】」以上の割合 約60.0%>

①推進する施策の主な取組実績

●結婚支援の拡充

“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」の会員登録料無料キャンペーンやAI(ビッグデータ)を活用したマッチングの実施、県と包括連携協定を締結している企業等と連携した「いわてで生み育てる県民運動」の推進、いわて結婚応援パスポートなどの周知

●社会全体で子育てを支援する機運の醸成

「いわて子育て応援の店」の新規登録店舗数拡大のための制度周知や企業への個別訪問

●結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進

- ・不妊治療に係る交通費の一部助成の実施、不妊治療専門相談センターにおける、総合的な相談支援
- ・高校生や大学生、若手社会人等の若者に対して妊娠・不妊に関する知識の啓発
- ・将来のライフデザインを希望を持って描く機会を提供するためのセミナー等の実施

②推進する施策の令和5年度実績が目標達成度80%未満の主な指標とその理由

■不妊治療休暇制度等導入事業者数(事業者)〔累計〕

(理由)事業者において本休暇制度等導入に向けた調整に時間を要している等の事情が考えられるため。

■岩手県内に将来働いてみたいと思う企業がある高校生の割合(%)

(理由)いわてで働こう推進協議会を核とした取組により高校生等を中心に県内企業の魅力発信や企業活動内容の理解促進に取り組んだが、将来働いてみたいと思う企業の割合の向上には至らなかったため。

(4) 東日本大震災津波からの復興を推進する ※指標なし

推進する施策の主な取組実績

●被災児童等に対する支援

被災した子どものこころのケアのため、市町村、学校、保育所、児童相談所、医療機関等が連携した巡回相談の実施

●いわての学び希望基金奨学金による就学支援

岩手県子どもの生活実態アンケート 調査結果のポイントについて

1 調査概要

(1) 調査目的

次期「岩手県子どもの幸せ応援計画」の策定に向けて、子どもの貧困対策推進施策の検討を行うための参考データを収集することを目的とする。

(2) 調査概要

	子どもの生活実態アンケート調査					
	計		小学5年生		中学2年生	
調査時期	令和5年12月15日～令和6年1月22日					
調査方法	無記名式全数調査(学校配付・WEB回答)					
調査対象者	小学5年生、中学2年生の児童生徒及びその保護者全て					
調査対象者数	計	37,228人	計	18,186人	計	19,042人
	保護者	18,614人	保護者	9,093人	保護者	9,521人
	児童生徒	18,614人	児童生徒	9,093人	児童生徒	9,521人
回答数 (回答率)	計	14,057人 (37.80%)	計	7,277人 (40.00%)	計	6,780人 (35.60%)
	保護者	3,395人 (18.20%)	保護者	1,913人 (21.00%)	保護者	1,482人 (15.60%)
	児童生徒	10,662人 (57.30%)	児童生徒	5,364人 (59.00%)	児童生徒	5,298人 (55.60%)

1 調査概要

	児童生徒（計21問）	保護者（計36問）
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none">① <u>日常生活</u> 食事の状況、親子関係、自己肯定感、相談相手② <u>学校生活</u> 授業の理解度、学校や習いごとなどでの困りごと、学習環境③ <u>学習支援の場・居場所のニーズ</u> 通いたいと思う範囲、頻度、時間帯④ <u>感染症の影響による生活の変化</u> 学校の授業以外で勉強する時間、夜遅くまで起きている回数、親以外の大人や友達と話をすること、イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと	<ul style="list-style-type: none">① <u>保護者の生活状況</u> 世帯構成、住宅の状況、親子関係、相談相手、生活の満足度② <u>保護者の就業・経済状況</u> 就業状況、収入状況③ <u>子どもの日常・学校生活等</u> 食事の状況、学習の理解度、放課後の過ごし方、習い事にかかる費用、習い事の希望、勉強時間、希望学歴、医療機関のかかり方、心配事④ <u>公的支援のニーズ</u> 公的制度の利用状況、希望する子育て支援⑤ <u>感染症の影響による生活の変化</u> 生活に必要な収入の変化、必要な食料や衣服を買えないこと、イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと

2 調査結果のポイント

● 重点施策に関連するもの

- | | | |
|-----------------------|----------|---------|
| ① 学校の授業が分かる児童生徒の割合 | 【児童生徒回答】 | 〈重点施策①〉 |
| ② 朝食を毎日食べる子どもの割合 | 【児童生徒回答】 | 〈重点施策②〉 |
| ③ 母子世帯の親の正規の職員・従業員の割合 | 【保護者回答】 | 〈重点施策③〉 |
| ④ 支払いが滞った等の経験のある割合 | 【保護者回答】 | 〈重点施策④〉 |

(参考) 岩手県子どもの幸せ応援計画における重点施策

〈重点施策①〉 教育の支援

〈重点施策②〉 生活の安定に資するための支援

〈重点施策③〉 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

〈重点施策④〉 経済的支援

〈重点施策⑤〉 被災児童等に対する支援

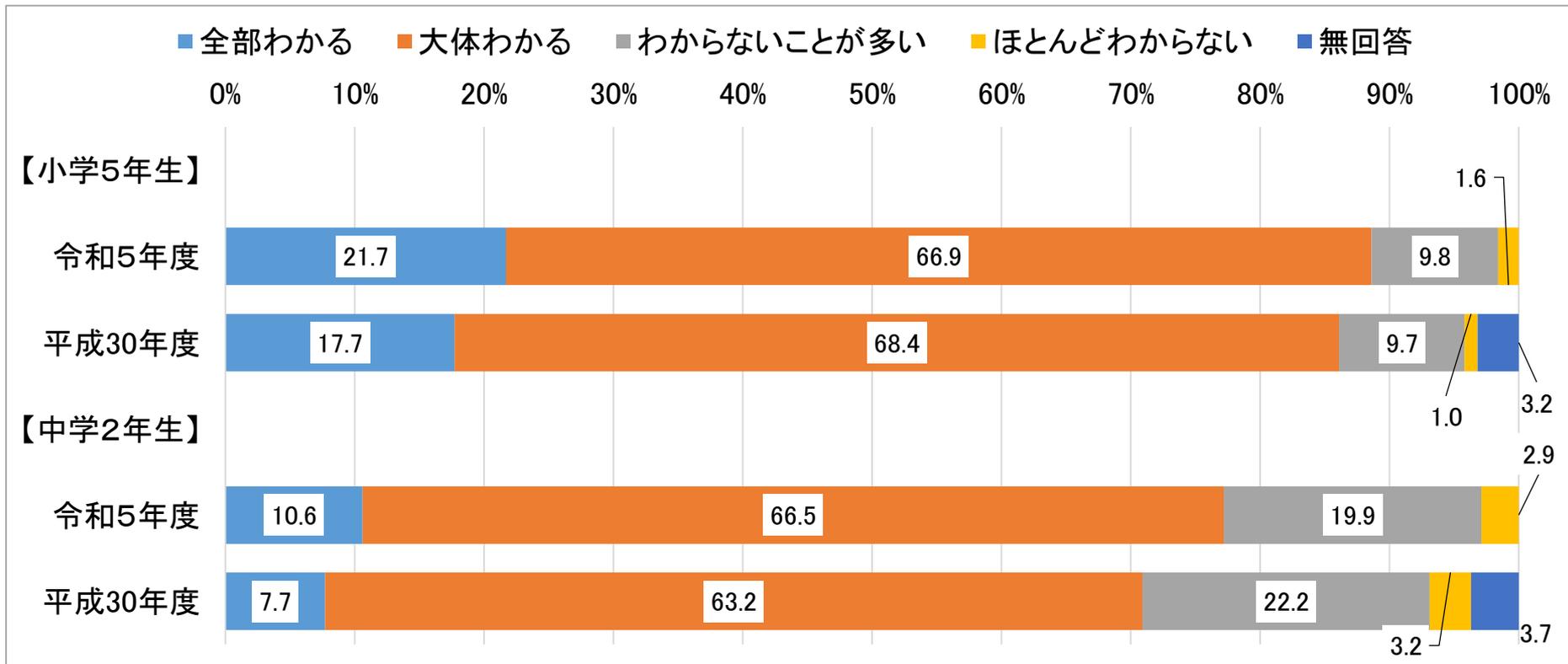
● 前回調査(H30)からの状況変化に関連するもの

- | | |
|-----------------------|----------|
| ⑤ 子育て支援に関するニーズ | 【保護者回答】 |
| ⑥ 悩みごとなどの相談相手 | 【児童生徒回答】 |
| ⑦ 新型コロナウイルス感染症拡大前との変化 | 【保護者回答】 |
| ⑧ 新型コロナウイルス感染症拡大前との変化 | 【児童生徒回答】 |

2 調査結果のポイント(重点施策)

① 学校の授業が分かる児童生徒の割合 <重点施策①> 教育の支援

設問： あなたは、学校の授業がどのくらいよくわかりますか。【児童生徒回答】



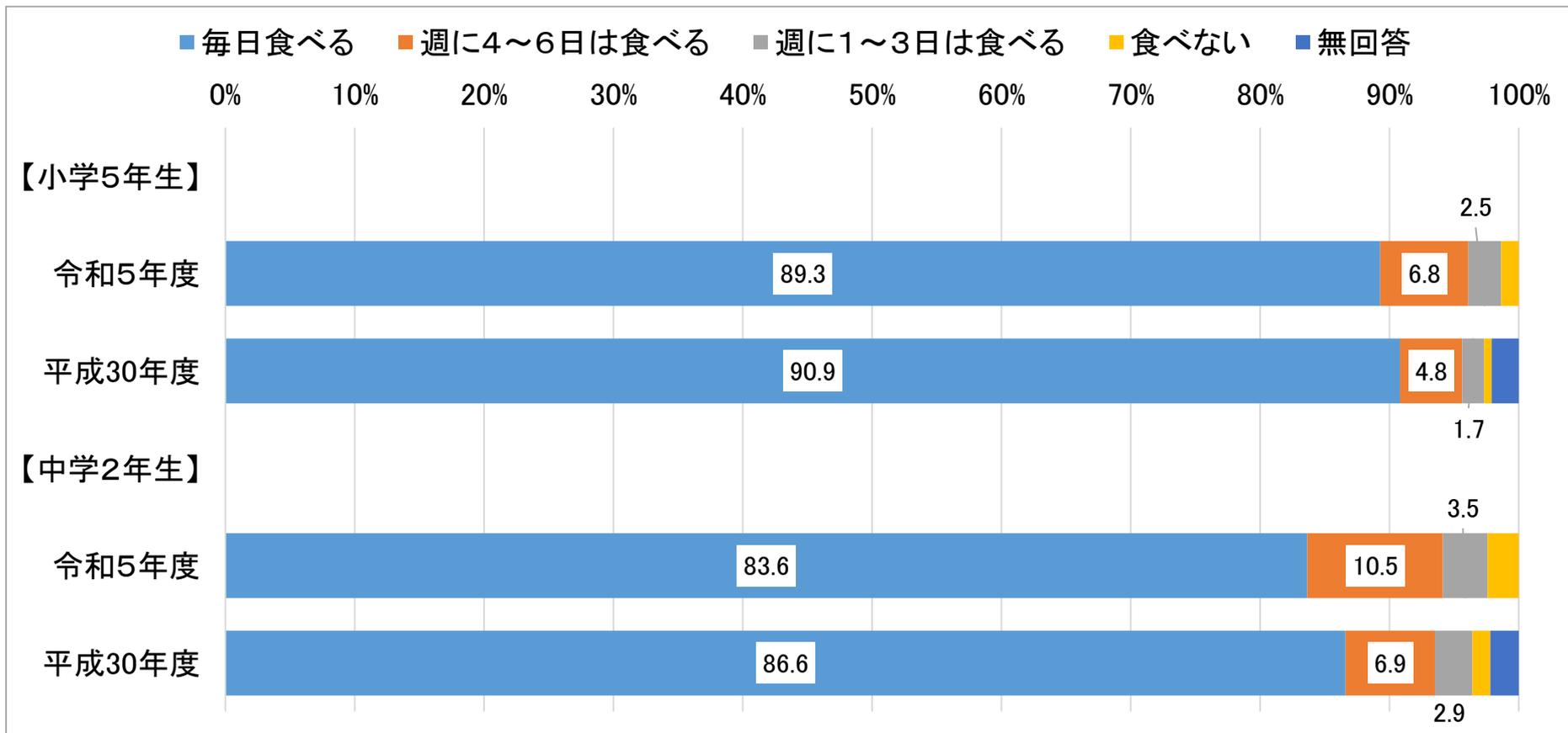
<ポイント>

- 「全部わかる」「大体わかる」と回答した児童生徒の割合は、小5が88.6%、中2が77.1%で、前回調査と比較して、小5で2.5ポイント、中2で6.2ポイント増加した。

2 調査結果のポイント(重点施策)

② 朝食を毎日食べる子どもの割合 〈重点施策②〉 生活の安定に資するための支援

設問： あなたは朝ご飯をいつも食べていますか。【児童生徒回答】



<ポイント>

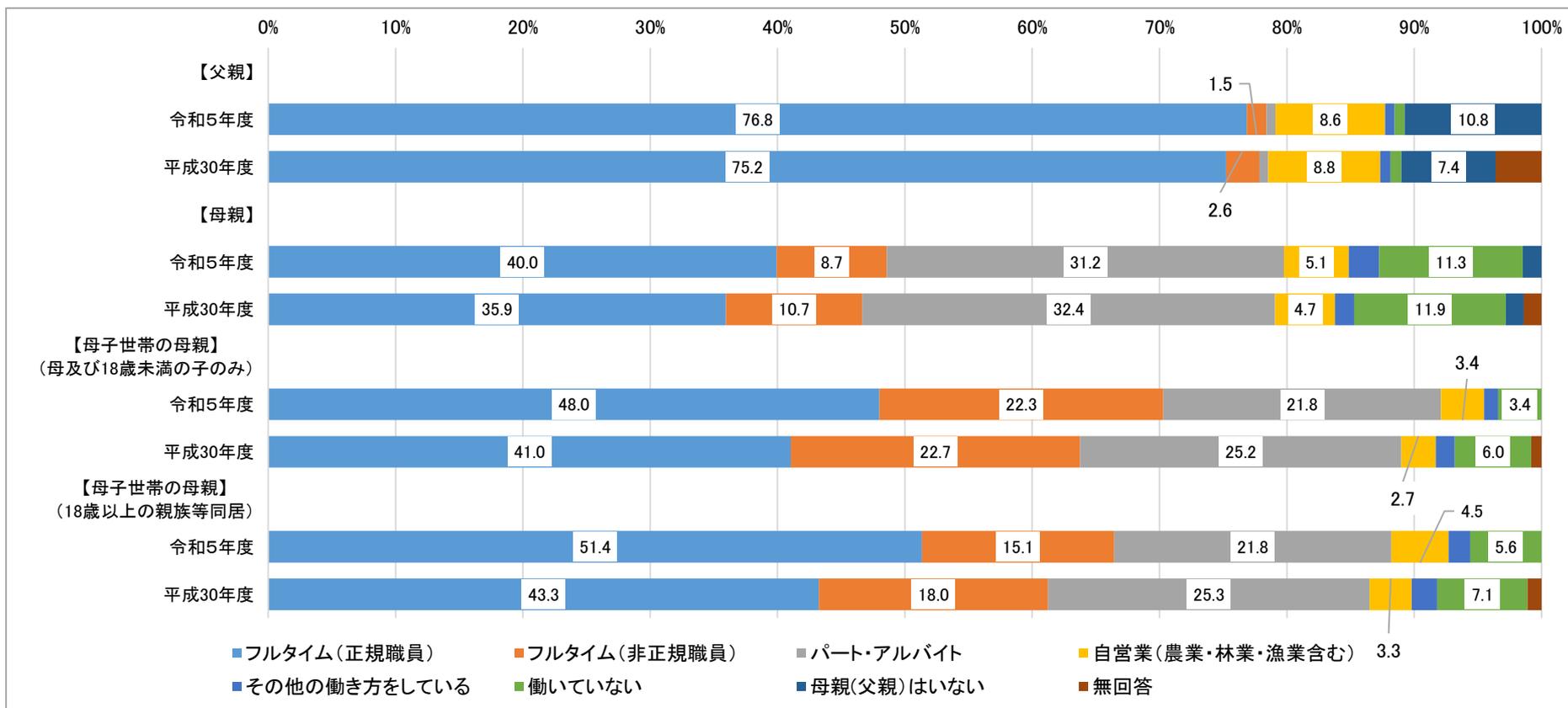
- 朝食を「毎日食べる」と回答した児童生徒の割合は、前回調査と比較して、小5では1.6ポイント、中2では3ポイントとやや減少した。

2 調査結果のポイント(重点施策)

③ 母子世帯の母親の正規職員の割合

〈重点施策③〉 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

設問： 父親(母親)の現在のお仕事は次のどれにもっとも近いですか。【保護者回答】



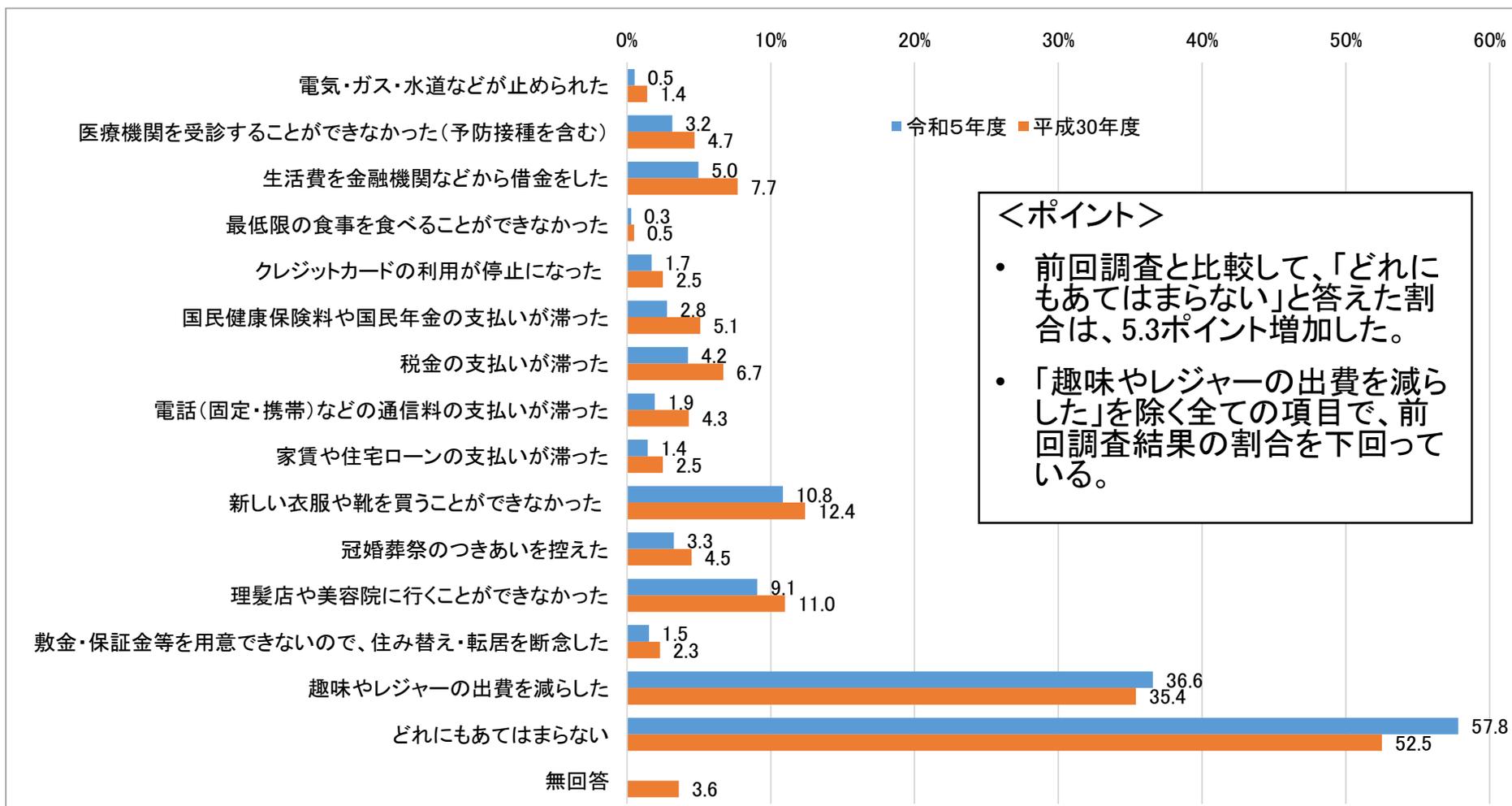
<ポイント>

- フルタイム(正規職員)と答えた母子世帯の母親の割合は、前回調査と比較して、18歳未満の子のみの世帯で7ポイント、18歳以上の親族等同居の世帯で8.1ポイント増加した。

2 調査結果のポイント(重点施策)

④ 支払が滞った等の経験がある割合 **〈重点施策④〉 経済的支援**

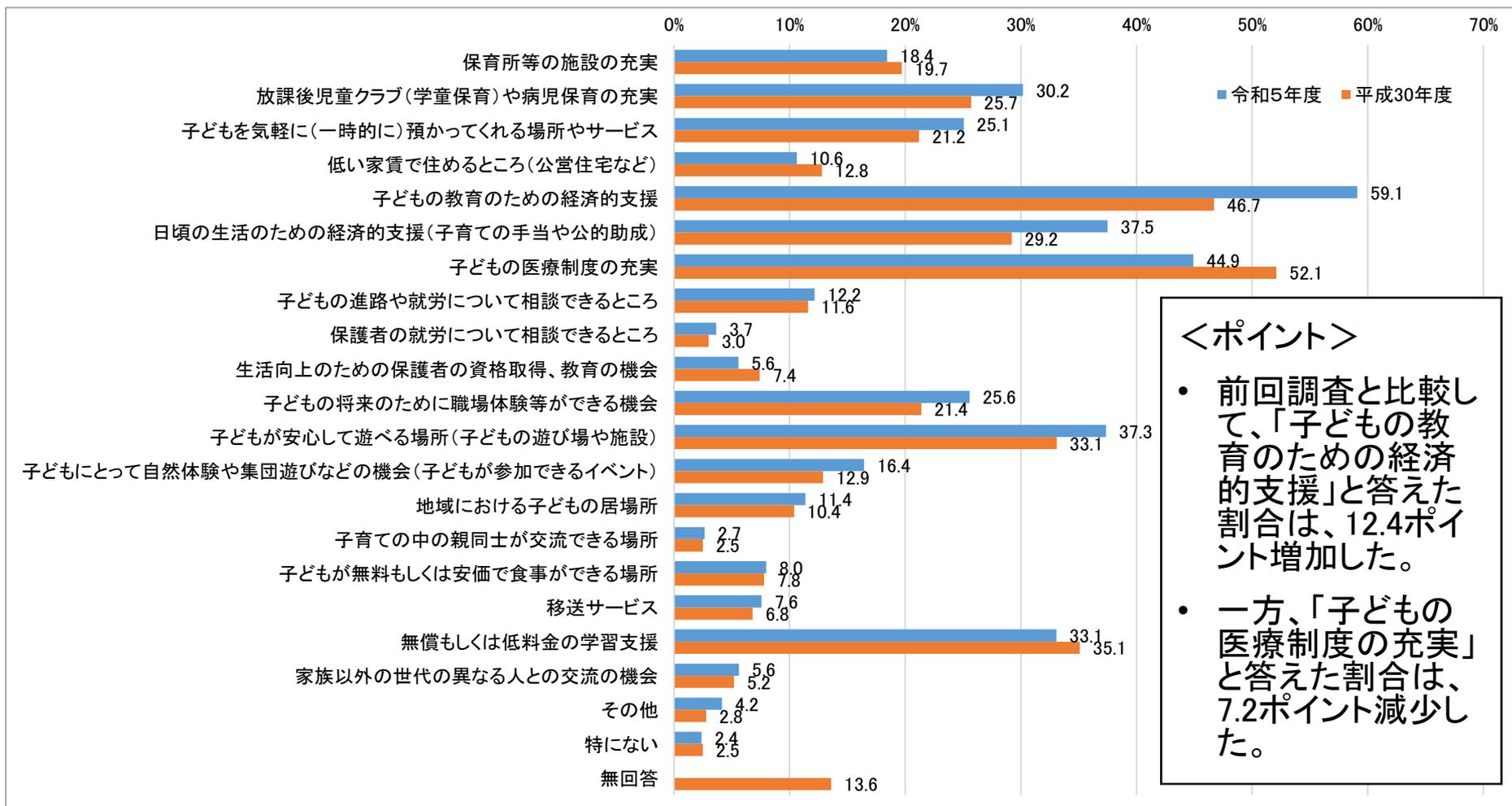
設問： あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由(お金が足りなくて)で、次のような経験をしたことがありますか。【保護者回答】



2 調査結果のポイント(状況変化)

⑤ 子育て支援のニーズ〈状況変化〉

設問： あなたは、子育てをしていくうえで、どのような支援が充実すると良いと思いますか。(特に当てはまるものを5つ選択)【保護者回答】



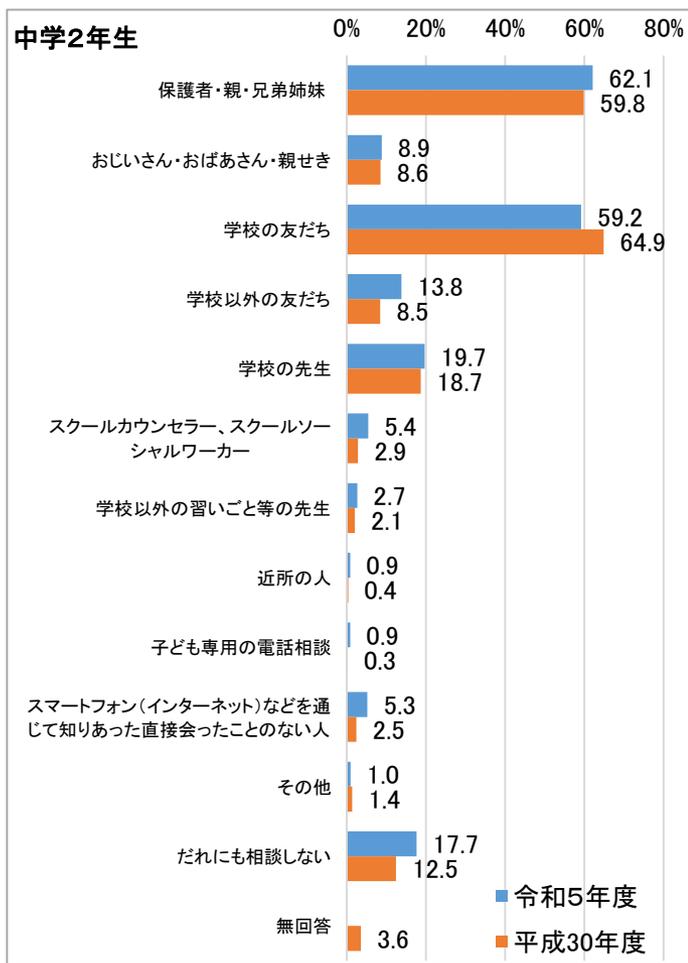
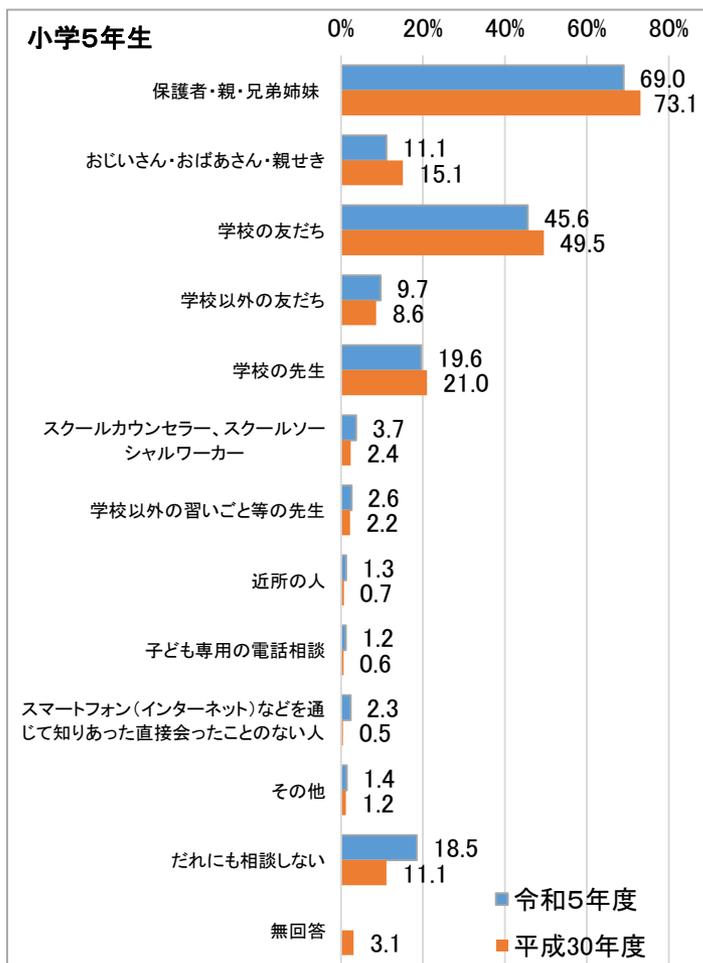
<ポイント>

- 前回調査と比較して、「子どもの教育のための経済的支援」と答えた割合は、12.4ポイント増加した。
- 一方、「子どもの医療制度の充実」と答えた割合は、7.2ポイント減少した。

2 調査結果のポイント(状況変化)

⑥ 悩みごとなどの相談相手 〈状況変化〉

設問：あなたは、いやなことや悩みがあるとき、だれに相談しますか。(当てはまるものをすべて選択) 【児童生徒回答】



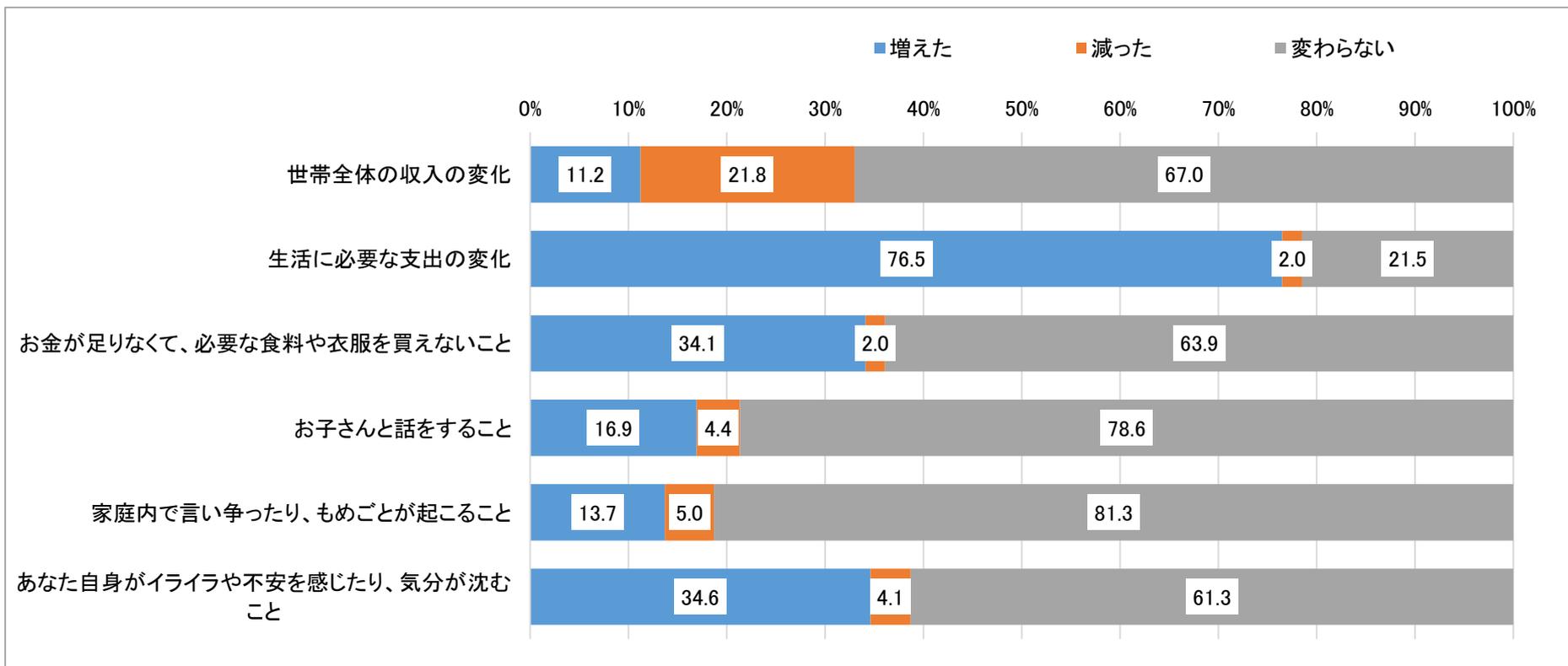
〈ポイント〉

- 前回調査と比較して、「学校の友だち」と回答した割合は、小5で3.9ポイント、中2で5.7ポイント減少した。
- また、「だれにも相談しない」と回答した割合は、小5で7.4ポイント、中2で5.2ポイント増加した。

2 調査結果のポイント(状況変化)

⑦ 新型コロナウイルス感染症拡大前との変化(保護者)〈状況変化〉

設問: あなたの現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が休校する前(2020年2月以前)から比べて、どのように変わりましたか。【保護者回答】



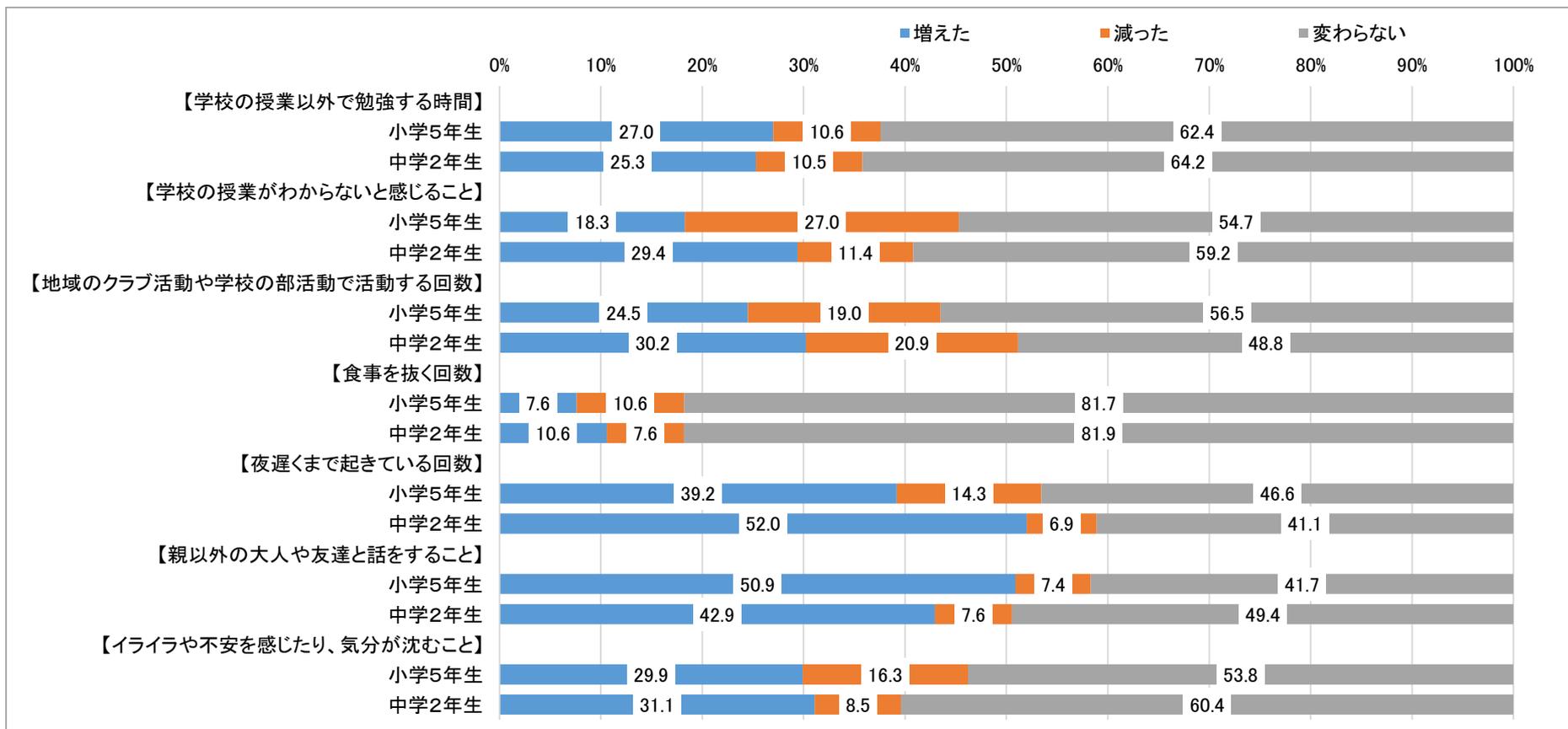
<ポイント>

- 「増えた」と答えた割合は、「生活に必要な支出の変化」が1番多く、7割を超えている。
- また、「お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと」「あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」の割合もそれぞれ3割を超えている。

2 調査結果のポイント(状況変化)

⑧ 新型コロナウイルス感染症拡大前との変化(児童生徒) 〈状況変化〉

設問: あなたの現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が休校する前(2020年2月以前)から比べて、どのように変わりましたか。【児童生徒回答】



<ポイント>

- 「増えた」と答えた割合は、小5・中2ともに、「夜遅くまで起きている回数」「親以外の大人と友達と話すこと」が特に高い。

令和5年度岩手県ひとり親世帯等 実態調査結果のポイントについて

1 調査概要

(1) 目的

この調査は県内の母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦世帯の生活の実態を把握し、これら母子世帯等に対する福祉施策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 概要

時期	令和5年12月1日～令和5年12月20日 ※令和5年8月1日現在の状況				
方法	基礎調査(市町村において児童扶養手当受給者台帳の資料から対象世帯数等を調査)の結果をもとに、調査対象世帯2,000世帯(母子・父子・養育者・寡婦)を市町村に割り振り調査				
対象者	母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦世帯(以下「母子世帯等」という。)				
対象者数、 回答率	区分	基礎調査世帯数	調査対象世帯数	回答世帯数	回収率
	母子世帯	8,992	1,057	451	42.7%
	父子世帯	828	97	47	48.5%
	養育者世帯	46	6	4	66.7%
	寡婦世帯	7,142	840	361	43.0%
	合計	17,008	2,000	863	43.2%

※養育者世帯については、世帯数が少ないことから、概況等には含めていないもの。

1 調査概要

(3) 定義等

区分	内容
母子世帯	父のいない児童（満20歳未満で未婚者）が、その母によって養育されている世帯
父子世帯	母のいない児童（満20歳未満で未婚者）が、その父によって養育されている世帯
養育者世帯	父母のいない児童（満20歳未満で未婚者）が養育者（父母以外の者）によって養育されている世帯（父母のいない児童（20歳未満で未婚の者）のみによって構成されている世帯を含む。）
寡婦世帯	配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として18歳未満の者を扶養していたことのある者（寡婦医療費給付制度等を利用している者）
父（母）のいない児童	<ul style="list-style-type: none">・ 父（母）が死亡した児童・ 父母が婚姻を解消した児童・ 父（母）の生死が明らかでない児童・ 父（母）から1年以上遺棄されている児童・ 父（母）が精神または身体の障害の状況にあるため、その養育を受けることができない児童・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童・ その他、前各号に準ずる状況にある児童

1 調査概要

	母子世帯・父子世帯（計31問）	養育者世帯（計17問）	寡婦世帯（計17問）
主な調査項目	<p>① <u>年齢等</u> ひとり親世帯となった年齢・理由</p> <p>② <u>世帯状況</u> 子どもの数（年齢別）、住居の状況</p> <p>③ <u>仕事と収入</u> 就業形態、職種、帰宅時間</p> <p>④ <u>養育費等の取り決め</u> 取り決めの有無、取り決めをしていない理由、面会交流の実施状況</p> <p>⑤ <u>福祉制度の利用状況</u> 制度の認知、利用状況</p> <p>⑥ <u>感染症の影響による生活の変化</u> 生活に必要な収入の変化、転職等の状況</p>	<p>① <u>年齢等</u> 養育者世帯となった年齢・理由</p> <p>② <u>世帯状況</u> 子どもの数（年齢別）、住居の状況</p> <p>③ <u>仕事と収入</u> 就業形態、職種、帰宅時間</p> <p>④ <u>感染症の影響による生活の変化</u> 生活に必要な収入の変化、転職等の状況</p>	<p>① <u>年齢等</u> 寡婦世帯となった年齢・理由</p> <p>② <u>世帯状況</u> 住居の状況</p> <p>③ <u>仕事と収入</u> 就業形態、職種、帰宅時間</p> <p>④ <u>感染症の影響による生活の変化</u> 生活に必要な収入の変化、転職等の状況</p>

2 調査結果のポイント

◎ 基本事項

① 調査世帯数の推移

【母子・父子・寡婦世帯】

② 調査時点の年齢

【母子・父子・寡婦世帯】

◎ 重点施策に関連するもの

③ 困りごとの相談相手が欲しいと回答した割合

【母子・父子世帯】

〈重点施策①、③、⑤〉

④ 母子(父子)世帯の
親の正規の職員・従業員の割合

【母子・父子世帯】

〈重点施策②〉

⑤ 養育費の取り決めをしている割合

【母子・父子世帯】

〈重点施策④〉

(参考) 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画における重点施策

〈重点施策①〉 相談機能の充実

〈重点施策②〉 就業支援対策の充実

〈重点施策③〉 子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実

〈重点施策④〉 養育費確保の促進

〈重点施策⑤〉 経済的支援の充実

〈重点施策⑥〉 被災遺児の家庭の支援の充実 ※指標なし

◎ その他、ひとり親世帯等の現状

⑥ 本人の月平均就労収入

【母子・父子・寡婦世帯】

⑦ 新型コロナウイルス感染症や物価高でどのような経験をしたか

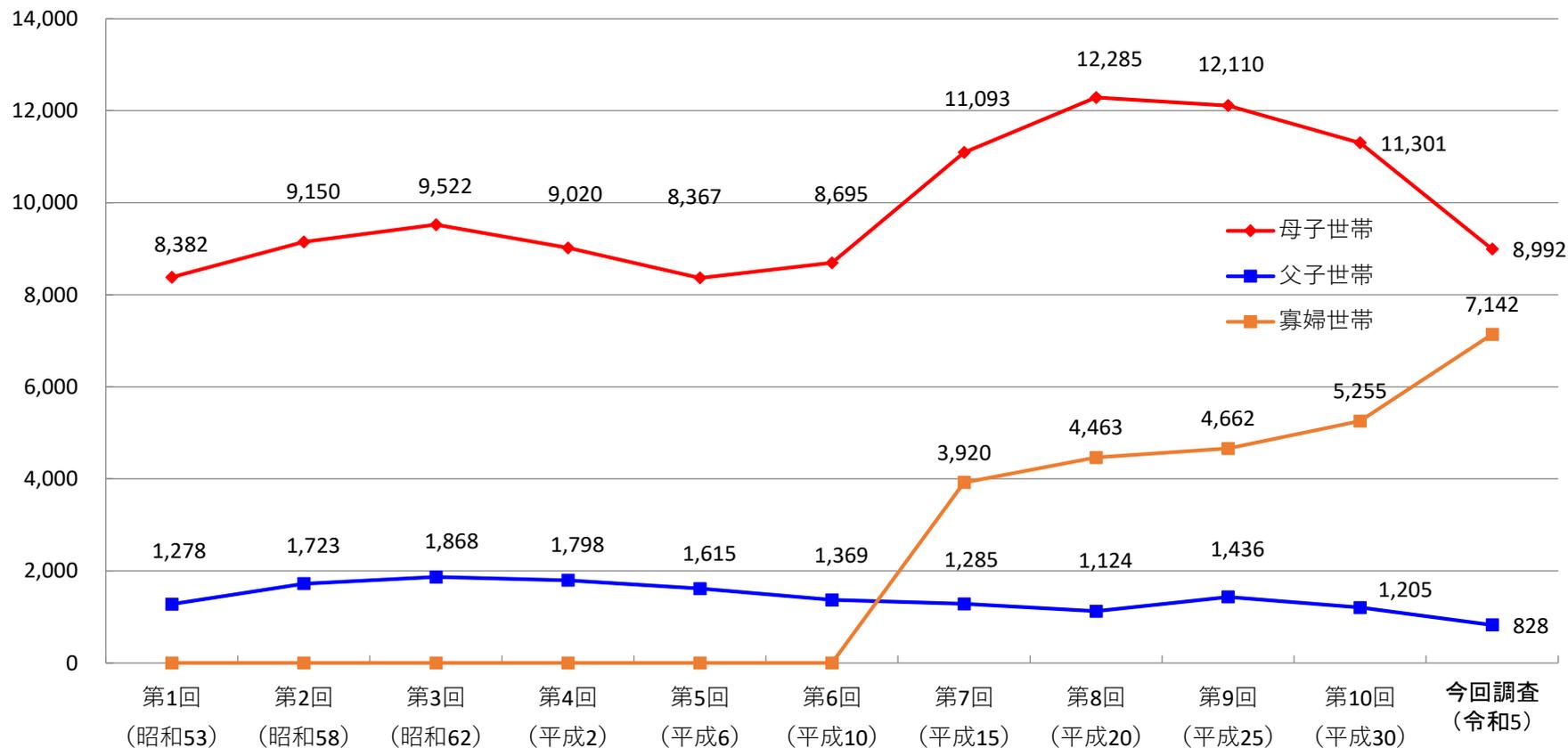
【母子・父子・寡婦世帯】

⑧ (参考) 福祉関係制度の認知度

【母子・父子世帯】

2 調査結果のポイント(基本事項)

① 調査世帯数の推移



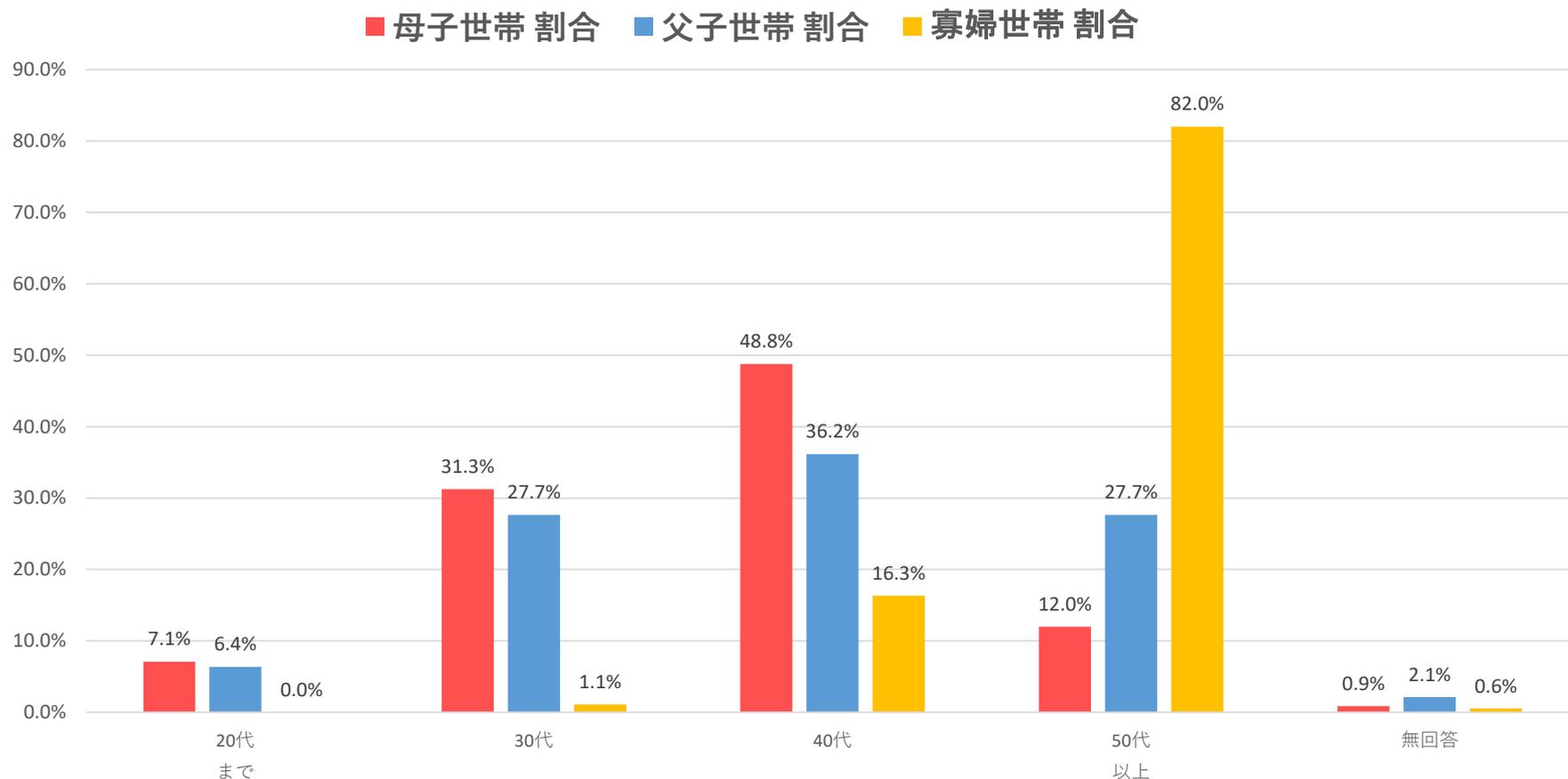
※寡婦世帯は平成15年度から調査対象としているもの。

<ポイント>

- 母子8,992世帯、父子828世帯、寡婦7,142世帯。
- 母子・父子世帯は減少傾向、寡婦世帯は増加傾向。

2 調査結果のポイント(基本事項)

② 調査時点の年齢



<ポイント>

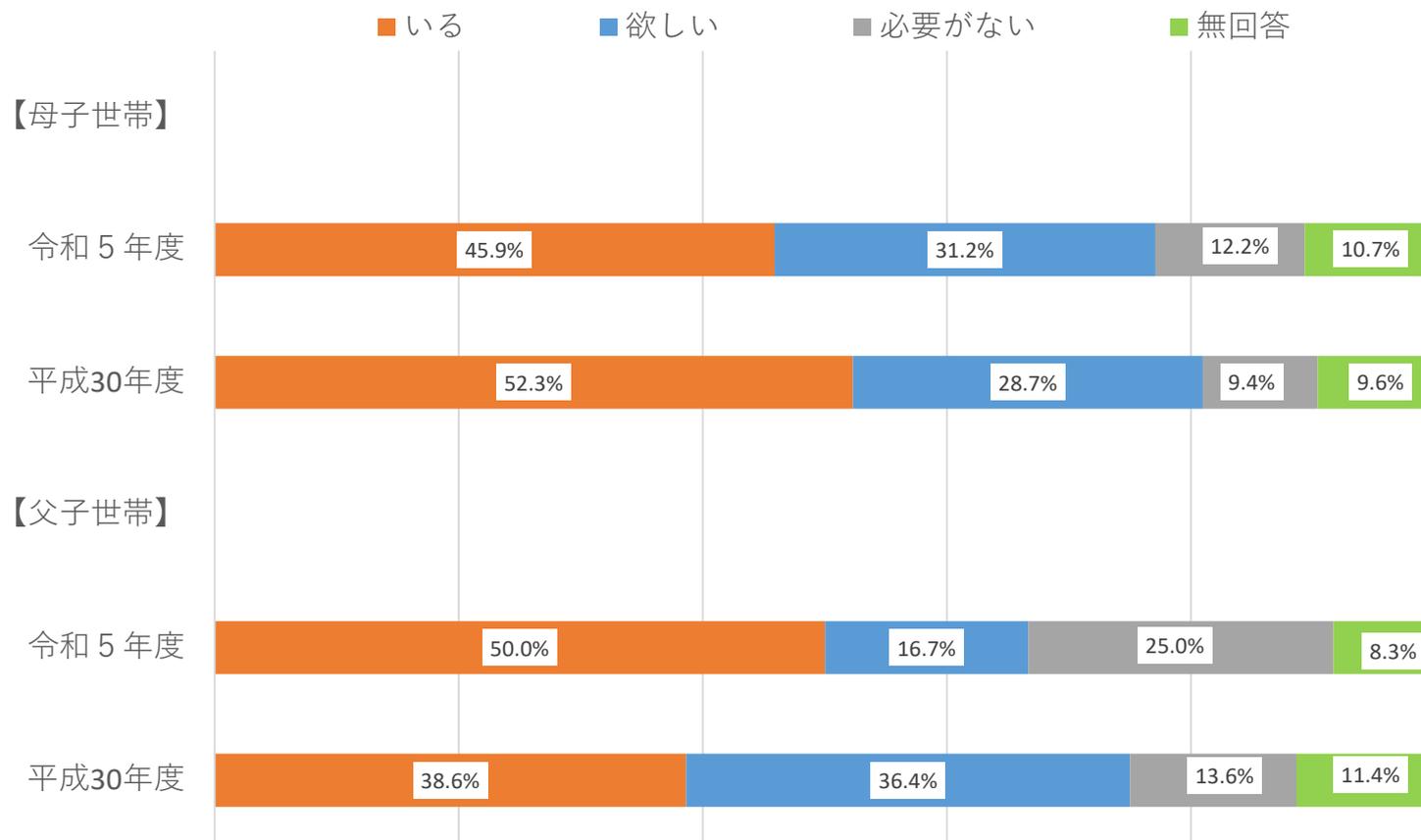
- 母子・父子世帯は40代が最も多く、次いで30代が多くなっている。
- 寡婦世帯は50代以上が最も多い。

2 調査結果のポイント(重点施策)

③ 困りごとの相談相手が欲しいと回答した割合 **〈重点施策①〉 相談機能の充実**

〈重点施策③〉 子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実

〈重点施策⑤〉 経済的支援の充実



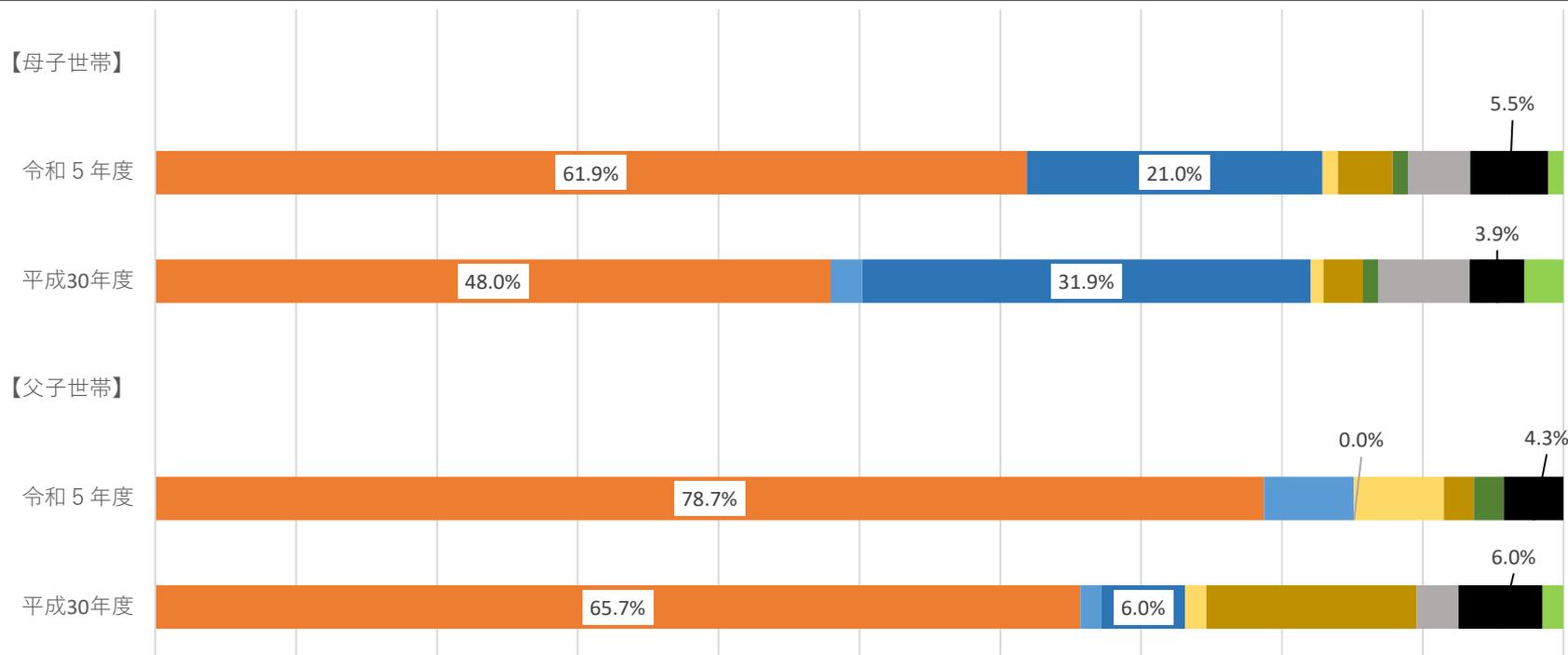
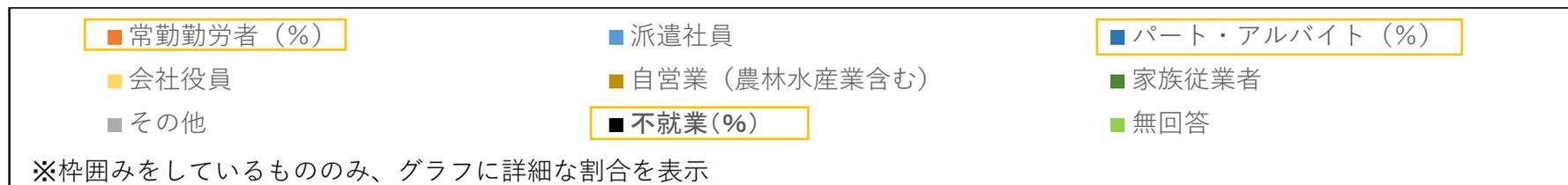
<ポイント>

- 母子世帯は「いる」と回答した割合は6.4%減少し、「欲しい」と回答した割合は2.5%増加。
- 父子世帯は「いる」と回答した割合は11.4%増加し、「欲しい」と回答した割合は19.7%減少。

2 調査結果のポイント(重点施策)

④ 母子(父子)世帯の親の正規の職員・従業員の割合

〈重点施策②〉 就業支援対策の充実

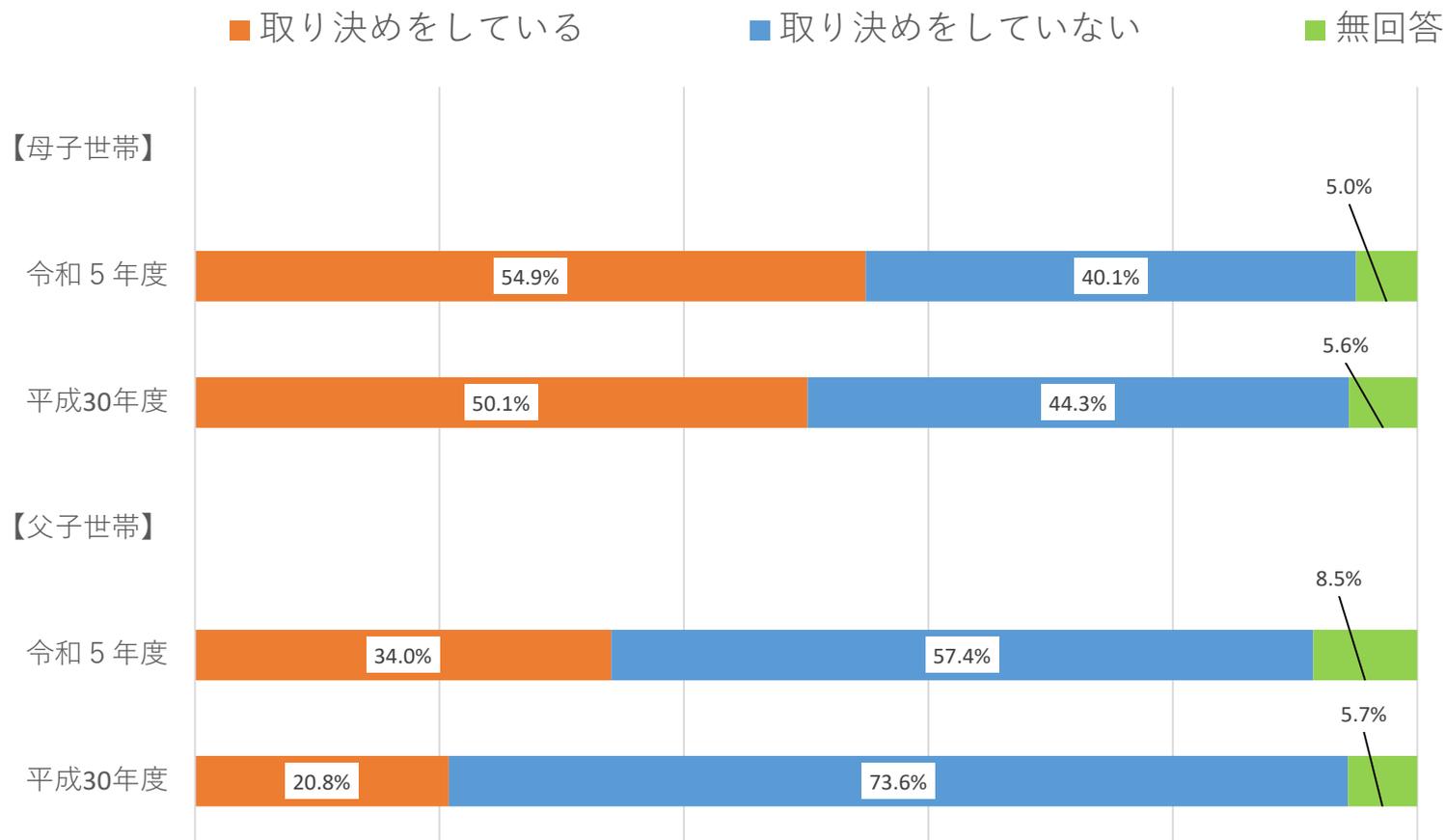


〈ポイント〉

- 前回調査と比較して、母子・父子世帯ともに「常勤勤労者」の割合が増加(母子世帯: 13.9%、父子世帯: 13%)、「パート・アルバイト」の割合が減少(母子世帯: Δ 10.9%、父子世帯: Δ 6%)。

2 調査結果のポイント(重点施策)

⑤ 養育費の取り決めをしている割合 **〈重点施策⑤〉 経済的支援の充実**

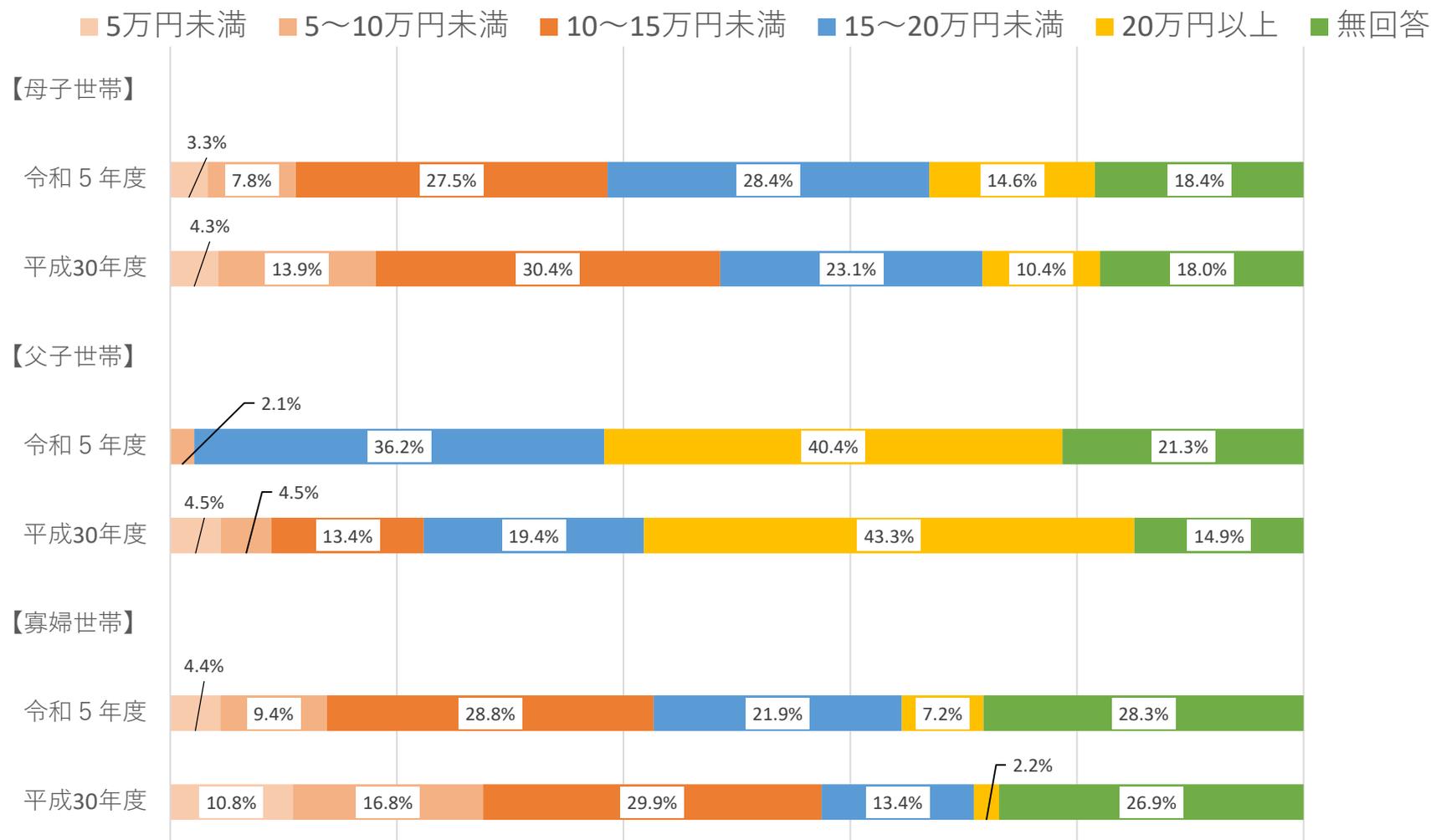


<ポイント>

- 前回調査と比較して、「取り決めをしている」の割合が母子世帯は4.8%、父子世帯は13.2%増加。

2 調査結果のポイント(その他:ひとり親の現状)

⑥ 本人の月平均就労収入

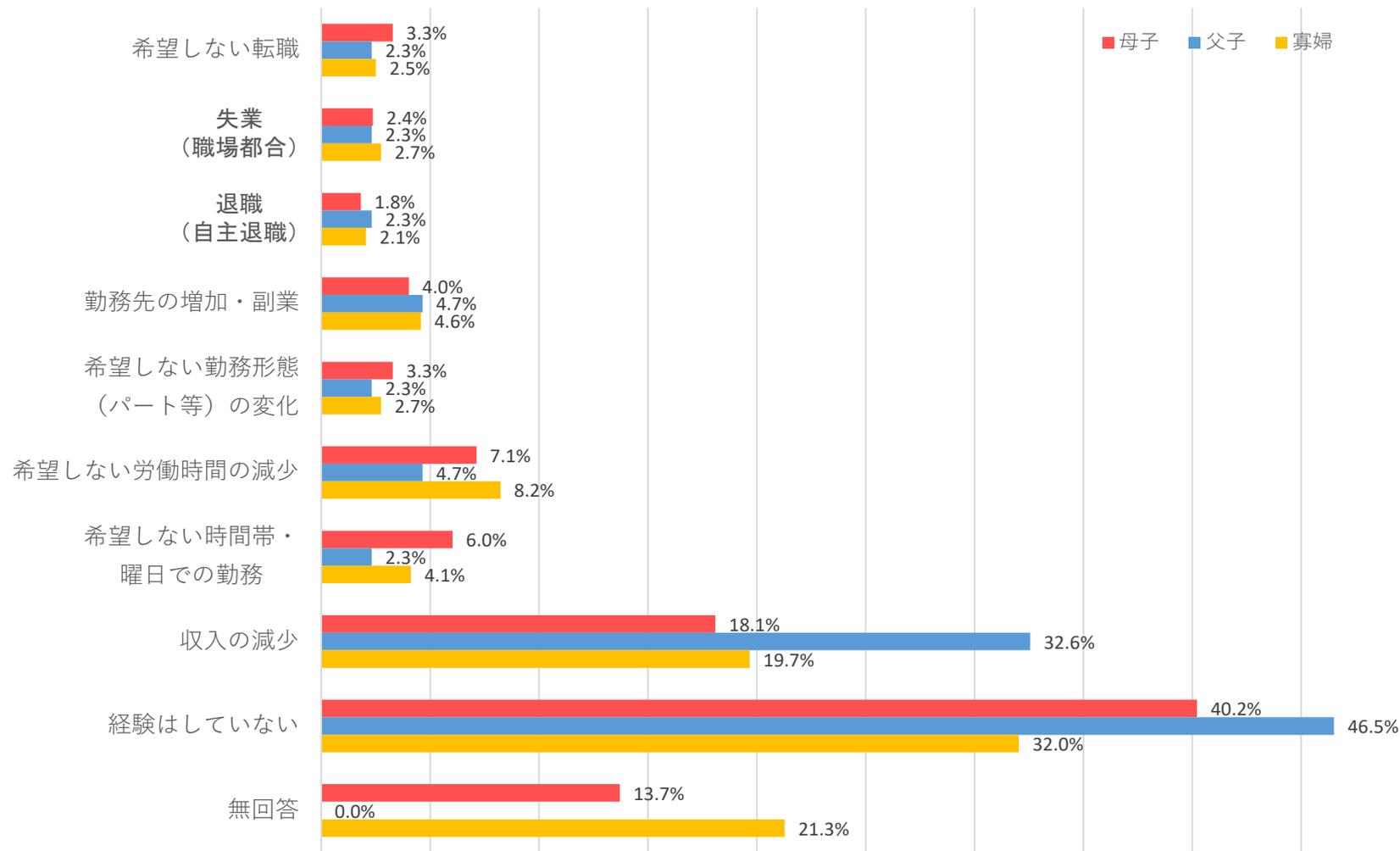


<ポイント>

- 前回調査と比較して、母子・父子世帯ともに「15万円未満」(5万円未満、5～10万円未満、10～15万円未満)の割合が減少(母子世帯:△10%、父子世帯:△20.3%)、「15～20万円未満」の割合が増加(母子世帯:5.3%、父子世帯:16.8%)。

2 調査結果のポイント(新型コロナウイルス、物価高の影響)

⑦ 新型コロナウイルス感染症や物価高でどのような経験をしたか

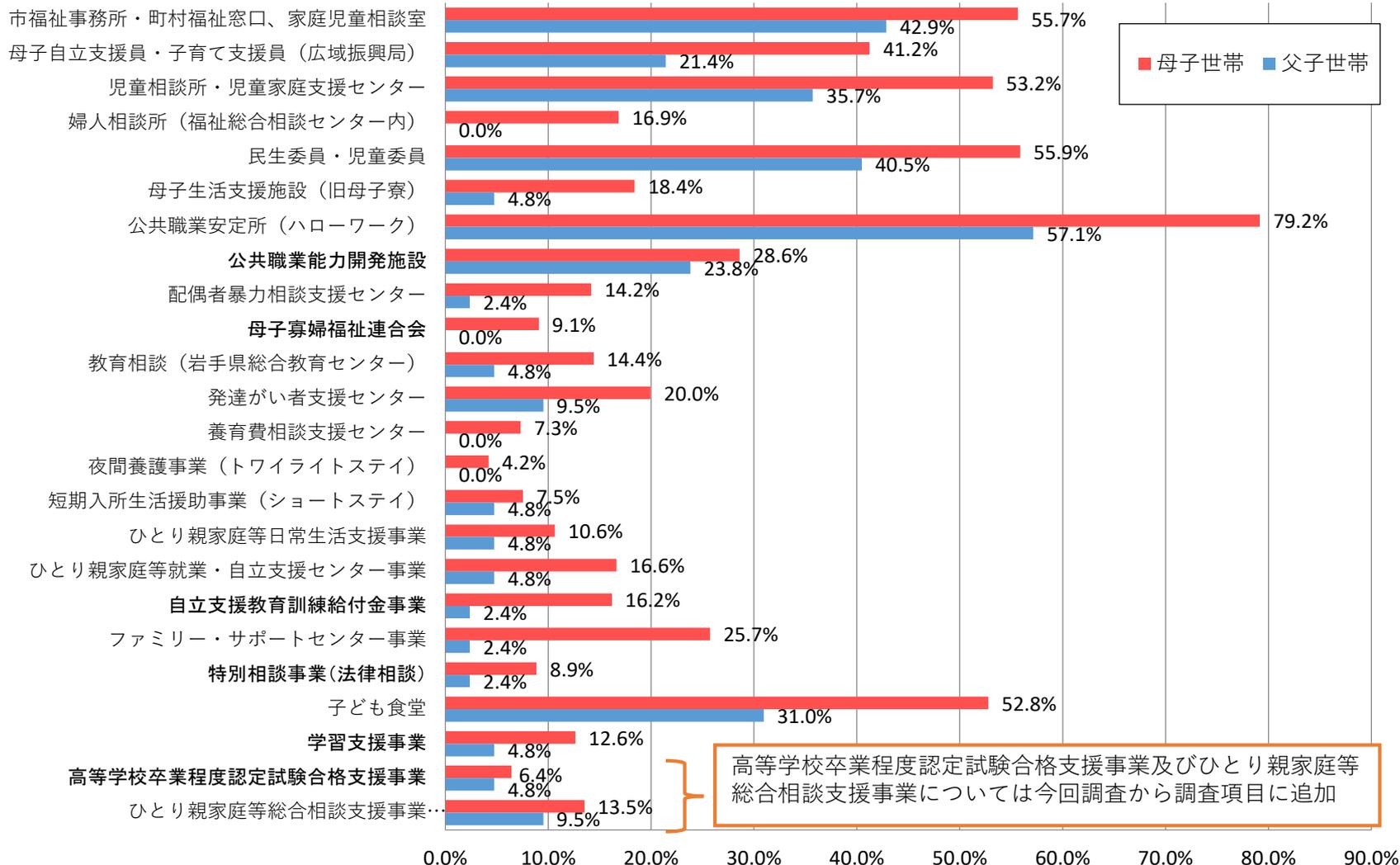


<ポイント>

- 全世帯において「経験はしていない」が最も多い。次いで「収入の減少」が多い。

2 調査結果のポイント(その他:ひとり親の現状)

⑧ 福祉関係制度の認知度(令和5年度)



<ポイント>

- 全体を通して、母子世帯の方が父子世帯よりも制度認知度が高く、母子・父子世帯ともに公共職業安定所(ハローワーク)の認知度が高い。

次期いわて子どもプラン等の策定方針等について

1 趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

いわての子どもを健やかに育む条例（平成27年岩手県条例第30号。以下「条例」という。）に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として、本県の現行プランの最終評価を踏まえ、その具体的な推進方策等を明らかにするもの

(2) 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間の計画とする。

(3) 計画の性格・位置づけ（策定根拠等）

- ・ 条例第11条 に基づく子ども・子育て支援に関する「基本計画」【子どもプラン関係】
- ・ こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項 に基づく「都道府県こども計画」【子どもプラン関係】
- ・ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条 に基づく「都道府県行動計画」【子どもプラン関係】
- ・ 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第1項 に基づく「都道府県子ども・若者計画」【青少年育成プラン】
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第1項 に基づく「都道府県計画」【子どもの幸せ応援計画】
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条 に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」

※ 本計画は「県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例」における議決対象計画であるもの

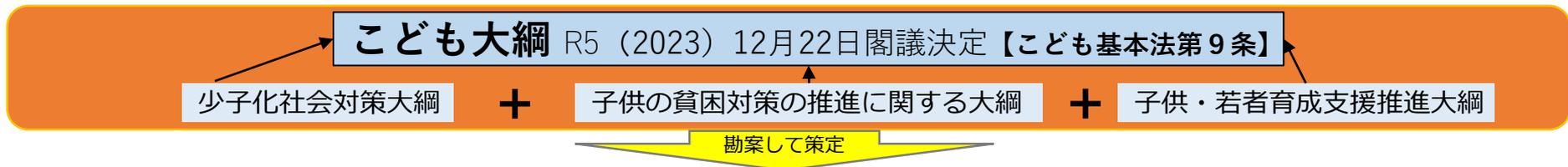
2 スケジュール（案）の概要

意見聴取 (記載内容のほかアンケートやワークショップ等を実施予定)	子ども・子育て会議（予定）	県議会
5月～7月（R5実施調査等 [※] の分析） ※ 子どもの生活実態調査、ひとり親等世帯等	7/10（今後の施策の方向性）	
8月～（若者カフェ等での聴取）	9/18（策定状況、意見聴取）	9月議会までに（策定方針）
11月（いわて希望塾）	11月（素案）	12月議会（素案）
12月～1月（パブコメ・地域説明会）	2月（最終案）	2月議会（最終案）

3 策定方針（案）

資料のとおり

4 （参考）今年度策定する計画の位置付け



（新）いわて子どもプラン R7(2025)～R11(2029)【こども基本法第10条（県子ども計画）】

赤枠内の計画を一体に策定

現行 いわて子どもプラン
R2(2020)～R6(2024)

- 子ども・子育て支援に関する基本的な計画【いわての子どもを健やかに育む条例第11条】
- ★次世代育成支援対策推進県行動計画【次世代育成支援対策推進法第9条】

- ★子どもの幸せ応援計画 R2(2020)～R6(2024)【子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項】
- ★青少年育成プラン R2(2020)～R6(2024)【子ども・若者育成支援推進法第9条】
- ★ひとり親家庭等自立促進計画 R2(2020)～R6(2024)【母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条】
- ★子ども・子育て支援事業支援計画 R2(2020)～R6(2024)【子ども・子育て支援法第62条第1項】
- ・社会的養育推進計画 R2(2020)～R11(2029)【国通知（都道府県社会的養育推進計画の策定について）】

●現行の「いわて子どもプラン」をライフステージに応じて構成を見直し、こどもに係る関連計画を統合し、こども施策を総合的かつ強力に推進する。
●計画を統合することで、総合的に本県のこども施策を推進するとともに、「こども大綱」に対応する一つの計画として県民にもわかりやすい計画となることを目指す。

2計画は、こども政策に係る実施計画であり、個別策定・管理

※県子ども計画は、既存の各法令に基づく県計画と一体のものとして策定できる。（★は国の法令に基づくもの）

勘案して策定

（新）市町村子ども計画 R7(2025)～R11(2029)

* 計画策定は努力義務

いわて子どもプラン

策定方針等 (案)

令和6年5月

I いわて子どもプランの策定方針

- 令和5年4月1日に、こども家庭庁が設立され、同日に「こども基本法」が施行。基本理念として、次の6点が掲げられている。
 - ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
 - ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
 - ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参加する機会が確保されること
 - ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
 - ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
 - ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備
- 同法第5条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第10条では、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を策定するよう、努力義務が課せられているところ。
- また、第11条では、こども政策の策定等に当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取することが明記
- さらに、いわての子どもを健やかに育む条例に基づき、「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として、いわて県民計画に掲げる社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、誰もが子どもを健やかに育みやすいと実感できるいわての実現に向け、その具体的な推進方策等を明らかにする必要がある。



こどもの視点の追加について

こども・若者を、子育て支援サービス等を受ける受動的な存在でなく、**こども施策に対して意見を表明し、権利をもつ能動的な存在として位置付ける。**

【次期いわて子どもプランにおける「こども」の定義】「こども」とは、心身の発達の過程にある者(こども基本法第2条)

次期いわて子どもプランにおける「こどもの視点」

【こども基本法】

- ①全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、**自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること。(略) **その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること** (同法第3条第3項及び第4項)。
- ②国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となる**こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映**させる (同法第11条)。

⇒ **こどもは、自身に関わるこども施策に意見・評価する権利をもつ者**

新たな視点の追加

これまでは…【行動計画策定指針策定にあたっての基本的な視点のうち (1)こどもの視点】

(略) 子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。

⇒ **こどもの幸せと利益が第一だが…施策の中心は子育て世代**

いわて子どもプランの策定方針(案)

- ① いわて県民計画(2019~2028)の実効性を高めるとともに、「こども基本法」等の趣旨に則り、本県の「都道府県こども計画」を策定する。
- ② プランにおいては、国のこども大綱を踏まえ将来(5年後)のあるべき姿を明示する。
- ③ ライフステージごとのこども施策の推進に関する具体的な施策の方向性を示す。
- ④ プランにおいては、県、市町村、関係団体など他の主体との関わり方の方向性を示す。
- ⑤ 策定に当たっては、こどもや子育て当事者等からの意見を広く伺う。

Ⅱ 既存計画との関係性

いわて県民計画(2019~2028)
長期ビジョン

いわて県民計画(2019~2028)
第2期政策推進プラン

いわて子どもプラン

政策推進プランと一体的に推進するとともに、「こども基本法」の趣旨に則る。

いわて青少年育成プラン

いわての子ども幸せ応援計画

岩手県ひとり親等自立促進計画

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画

岩手県社会的養育推進計画

いわて子どもプランに統合

上記2計画は、子育て支援の提供体制などに係る実施計画であり、社会経済情勢に応じて、臨機応変に変更する可能性もあることから、こどもに係るマスタープランの「いわて子どもプラン」とは別に策定・管理(統合しない。)

※ 県こども計画は、既存の各法令に基づく県計画と一体のものとして策定できるとされている。(こども基本法第10条第4項)

Ⅲ いわて子どもプランの骨子案

■はじめに

策定の趣旨、基本理念、計画期間、これまでのプランとの関係性 等

■【本県の子どもと家庭をめぐる状況】

- ・ 前計画の総括的な評価（少子化の動向、子育て世帯の状況等（調査結果））
- ・ 次期いわて子どもプランで重視する考え方
 - 東日本大震災津波での経験などを基に、すべてのこども・若者が、将来に夢と希望を持ち、個性や多様性が尊重され、家庭や地域で、こどもがいきいきと成長し、こどもと子育てに関わるすべての人が、幸福を追求していくことができる、岩手の実現を目指す。

I 出会い・結婚・妊娠・出産（1 若者支援、2 妊産婦 等）

～**誕生前から幼児期まで** 【現：子どもプラン】

II 子育て支援（1 子育て支援、2 相談・情報提供体制 等）

～**学童期** 【現：子どもプラン】

III 子どもの健やかな成長と自立（1 子どもの権利、2 教育、3 保健 等）

～**青年期** 【現：青少年育成プラン】

IV 援助を必要とする子どもや家庭（1 虐待、2 障がい、3 ひとり親、4 貧困 等）

【現：子どもの幸せ応援計画、ひとり親家庭等自立促進計画】

V 社会環境（1 地域社会、2 環境づくり）

VI 震災からの復興

プラン策定のための意見聴取について

こども等からの意見聴取（案）①子ども・若者

【意見聴取の考え方】

こども基本法の基本理念として「全てのこどもについて、（中略）**自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会**（中略）**が確保されること**」が掲げられていることを踏まえ、様々な機会をとらえ、**施策対象の子ども・若者**から幅広く意見を聴取する。

聴取機会	聴取対象	聴取方式	聴取時期
高校生の生活状況アンケート （ヤングケアラーに係る実態調査）	高校2年生 （回答数6,559人）	アンケート	R5.9～10 【済】
子どもの生活実態調査	小学5年生 （回答数：5,364人） 中学2年生 （回答数：5,298人）	アンケート	R5.12～R6.1 【済】
いわて希望塾	中学生 （対象：100人程度）	・アンケート ・グループディスカッション 等の直接対話	R6.9～11
青少年の健全育成に関する意識調査	中高校生 （調査対象：500人） 20～30代若者 （調査対象：1,500人）	アンケート	R6.9～11
こども向けパブリックコメント	子ども・若者	メール、FAX、郵送	R6.12～R7.1

※ 上表の取組以外においても、随時、子ども・若者からの意見聴取の実施を検討する。

こども等からの意見聴取（案）②施策関係者

【意見聴取の考え方】

現時点で課題として認識されている事項や、プランの指標実績や各種アンケート調査結果等を踏まえて聴取テーマを決定し、**施策関係者（主に子ども・若者支援に従事する方等を想定）**から意見を伺う。

意見聴取分野（プラン区分）	聴取テーマ例	聴取テーマ例の考え方
I 出会い・結婚・妊娠・出産 ～誕生前から幼児期～ (1 若者支援、2 妊産婦 等)	・不妊治療 ・産後ケア	<ul style="list-style-type: none"> ● 不妊治療と仕事との両立に指標実績が低い ● 県内市町村が実施する産後ケアの充実が課題
II 子育て支援 ～学童期～ (1 子育て支援、2 相談・情報提供体制等)	・悩み相談 ・遊び場整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校生活に係る指標実績が低い ● 悩みごと相談の状況に変化（子ども生活実態アンケート） ● 屋内の遊び場整備が課題 (こども大綱_重要事項：多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり)
III 子どもの健やかな成長と自立 ～青年期～ (1 子どもの権利、2 教育、3 保健等)	・若者活躍 ・若者のライフプラン形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者が地域社会で活躍できる環境づくりが課題 ● 有配偶率の低下が本県出生率低下の最大要因 ● プレコンセプションケアの推進（こども大綱_重要事項：こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供）
IV 援助を必要とする子どもや家庭 (1 虐待、2 障がい、3 ひとり親、4 貧困等)	・子どもの居場所 ・多様な困難を抱える子どもへの支援のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ● 自由になる時間や場所、話し相手や相談相手に対するニーズ有（ヤングケアラー実態調査） ● こどもが複合的な困難を抱えるケースに対応するため、関係公所の連携が必要
V 社会環境 (1 地域社会、2 環境づくり)	・子育てしやすいまちづくり ・ワークライフバランス	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業の子育て支援に係る指標実績が低い ・いわて子育て応援の店協賛店舗数 ・年次有給休暇の取得率
VI 震災からの復興	・被災した子どもや家族への心のケア	<ul style="list-style-type: none"> ● 震災によりストレスを抱える子ども・若者への継続的支援が必要

第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について

1 計画の概要

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第62条第1項の規定により都道府県が定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法に基づく業務の円滑な実施に関する計画。
- ・ 法第60条第1項の規定により内閣総理大臣が定める基本指針（平成26年内閣府告示第159号）に即し、5年を1期として策定。
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて策定。（市町村計画における数値を集計したものを基本とする。）

2 次期計画の策定方針

(1) 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

（現計画：令和2年度～令和6年度（5年間））

(2) 策定方針

- ・ 法及び基本指針に定める記載事項について記載。
- ・ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により改正される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項については、計画初年度の令和7年4月1日施行部分は今回策定する計画に記載し、令和8年4月1日施行部分（乳児等のための支援給付など）は法施行後に記載。
- ・ 令和6年度以降の放課後児童対策について（令和6年3月29日付けこ成環第116号、5教地推第179号こども家庭庁育成局育成環境課長及び文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長通知）により、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に盛り込むこととされた「放課後児童対策に関する事項」を追加。

3 第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画骨子案

現行計画	第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画骨子案
<p>計画策定の趣旨</p> <p>1 区域の設定</p> <p>(1) 設定区域の趣旨</p> <p>(2) 設定区域の内容</p> <p>(3) 設定区域の状況（区域名）</p> <p>2 各年度の量の見込みと提供体制、実施時期</p> <p>(1) 各年度における教育・保育の量の見込み</p> <p>(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p><u>3</u> 認定こども園の普及</p> <p>(1) 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期</p> <p>(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方</p> <p>(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等</p> <p>(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策</p>	<p>計画策定の趣旨</p> <p>1 区域の設定</p> <p>(1) 設定区域の趣旨</p> <p>(2) 設定区域の内容</p> <p>(3) 設定区域の状況（区域名）</p> <p>2 各年度の<u>教育・保育</u>の量の見込みと提供体制、実施時期</p> <p>(1) 各年度における教育・保育の量の見込み</p> <p>(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p><u>3 放課後児童対策の推進</u></p> <p><u>(1) 各年度における放課後児童クラブの量の見込み及び目標整備量</u></p> <p><u>(2) 待機児童解消に向けた具体的な方策</u></p> <p><u>(3) 福祉部局と教育委員会の連携</u></p> <p><u>4</u> 認定こども園の普及</p> <p>(1) 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期</p> <p>(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方</p> <p>(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等</p> <p>(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策</p>

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

5 実施者・従事者の確保及び資質向上

(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数

(3) 資質の向上のために講ずる措置

6 専門的な知識・技術を要する支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) 社会的養護体制の充実

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

(4) 子どもの貧困対策の推進

(5) 障がい児施策の充実等

7 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

8 教育・保育情報の公表

9 職業生活と家庭生活の両立

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

10 計画期間

11 計画の点検及び評価

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

6 実施者・従事者の確保及び資質向上

(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数

(3) 資質の向上のために講ずる措置

7 専門的な知識・技術を要する支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) 社会的養護体制の充実

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

(4) 子どもの貧困対策の推進

(5) 障がい児施策の充実等

8 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

9 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

10 職業生活と家庭生活の両立

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

11 計画期間

12 計画の点検及び評価

4 策定スケジュール

7月10日	子ども・子育て会議（部会委員指名、骨子案検討）
9月	子ども・子育て会議支援計画部会（第2期計画実績報告、素案検討）
11月	子ども・子育て会議支援計画部会（中間案検討）
12月～1月	パブリック・コメント
2月	子ども・子育て会議支援計画部会（最終案検討）
3月	県議会2月定例会常任委員会報告 計画策定

（参考）岩手県子ども・子育て会議条例（平成25年岩手県条例第69号）

（部会）

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

岩手県子ども・子育て会議部会委員名簿

◎部会会長、○部会委員

区分	分野	所属団体	職名	氏名	支援計画部会	認定こども園部会	
子どもの保護者	保育所保護者	かがの・ohana保育園2H会		藤村 聖			
	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	会長	元居 桂子	○		
	小・中学生保護者	一般社団法人岩手県PTA連合会	副会長	山口 真樹		○	
子ども・子育て支援事業者	保育	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会長	稲田 泰文		○	
		日本保育協会岩手県支部	支部長	芳賀 カンナ	○		
		岩手県私立保育連盟	会長	高橋 学			
	教育	岩手県国立幼稚園・こども園協議会	副会長	山本 ゆかり		○	
		岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会	会長	今西 界雄	○		
	子育て支援	認定NPO法人いわて子育てネット	事務局長	千田 志保			
		社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	常務理事兼事務局長	藤澤 良志			
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	○		
		社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会	副会長	長崎 由紀			
	福祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ		○	
		岩手県児童養護施設協議会	会長	佐藤 孝			
		岩手県母子寡婦福祉連合会	副会長	米田 千賀子			
学識経験者	大学	岩手県立大学社会福祉学部	教授	高橋 聡	○	◎	
		盛岡大学短期大学部	教授	大塚 健樹			
その他知事が必要と認めるもの	行政	花巻市健康福祉部こども課	課長	松原 弘明	○		
		普代村保健センター	所長	松葉 義人			
	教育	岩手県小学校長会	専門委員	八重樫 深雪			
		岩手県中学校長会	常任理事	久慈 孝			
	保健医療	岩手県医師会	常任理事	金濱 誠己			
		岩手県医師会	常任理事	吉田 耕太郎			
	労働	岩手経済同友会	専務理事・事務局長	中島 勝志			
		日本労働組合総連合会岩手県連合会	事務局長	鈴木 圭			
	報道	株式会社岩手めんこいテレビ	総務局総務部副部長	津野 牧子			
	公募			高橋 友妃子			
					部会委員数	6名	5名

いわて子どもプラン（2020～2024）指標一覧

参考資料(資料No.1関係)

標題1	標題2	標題3	AP指標No. 第2期	指標の名称 第2期	現状値	年度目標値						計画目標値	担当部局	子どもの幸 せ応援計画 の指標	ひとり親家 庭等自立促 進計画の指 標	子ども・子 育て事業支 援計画	
					R3	R5	2023年 (R5)	2023年 (R5)	C・D評価の要因		R6	R7					R8
(1) 子どもの健やかな成長を支援する	イ 生まれ育った環境に関わらず成長できる社会をつくりま		80	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率(%)	97	98		未入力	未確定:R6.7頃		98	99	100	保健福祉部			○
			83	市町村要保護児童対策地域協議会に調整担当者(有資格者)を配置している市町村数(市町	30	31	33.0	A			32	33	33	保健福祉部	○		○
ウ 子どもの貧困対策を推進します	(エ) 経済的支援		80	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率(%)【再掲】	97	98		未入力	未確定:R6.7頃		98	99	100	保健福祉部	○		○
			81	学習支援事業に取り組む市町村数(市町村)	24	26	27	A			28	30	33	保健福祉部	○	○	○
			82	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数	24	26	26	A			28	30	33	保健福祉部			○
			83	市町村要保護児童対策地域協議会に調整担当者(有資格者)を配置している市町村数(市町	30	31	33.0	A			32	33	33	保健福祉部			○
			84	里親登録組数(組)	219	231	19.7	D	里親の新規登録者数よりも高齢化などにより里親登録を削除した里親が多くなったため。		237	243	250	保健福祉部			
カ 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます	(ア) 学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり		90	コミュニティ・スクールを導入している学校の割合(%)	19	75	79.7	A			80	85	90	教育委員会			
			91	保護者や地域住民による教育支援活動が行われている学校の割合(%) (小学校分)	小 76.9	78.0	95.9	A			78.5	79.0	79.5	教育委員会			
			92	保護者や地域住民による教育支援活動が行われている学校の割合(%) (中学校分)	中 57.8	61.8	87.3	A			63.8	65.8	67.8	教育委員会			
			93	教育振興運動や地域学校協働活動を推進している市町村・地区の割合(%)	95.7	95.7	95.8	A			-	-	-	教育委員会			
			94	放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合(%)	67	75	76.3	A			80	85	90	教育委員会			
			96	県立青少年の家・野外活動センターが提供する親子体験活動事業への参加者の満足度の割合	98	98	99.4	A			98	98	98	教育委員会			
			100	若年無業者等「交流・活動支援(ステップアップ)」参加者数(人) [累計]	468	580	498	B			1,160	1,740	2,320	環境生活部			
キ 健全で、自立した青少年を育成します	(ア) 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりの推進 (イ) 愛着を持てる地域づくりの推進		101	青少年活動交流センター利用者数(作品応募者数を含む)(人) [累計]	8,842	12,500	21,179	A			16,000	19,500	23,000	環境生活部			
			102	子ども・若者支援セミナー受講者数(オンラインを含む)(人) [累計]	177	240	292	A			480	720	960	環境生活部			

標題1	標題2	標題3	AP指標No. 第2期	指標の名称 第2期	現状値		年度目標値					計画目標値			担当部局	子どもの幸 せ応援計画 の指標	ひとり親家 庭等自立促 進計画の指 標	子ども・子 育て事業支 援計画
					R3	R5	2023年 (R5)	2023年 (R5)	C・D評価の要因	R6	R7	R8						
(1) 子どもの健やかな成長を支援する	キ 健全で、自立した青少年を育成します	(ウ) 青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進	103	青少年を非行・被害から守る県民大会参加者数（オンラインを含む）（人）【累計】	596	550	703	A		1,100	1,650	2,200	環境生活部・警察本部					
			104	青少年指導者向け情報メディア対応能力養成講座受講者数（オンラインを含む）（人）【累計】	307	310	242	C	県内4地域で講座を開催し青少年育成に携わる関係者の能力向上を図ったが、若い方の参加者が十分に得られず受講者数が伸び悩んだため。	620	930	1,240	環境生活部・警察本部					
	ク 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】			116	教育課程全体で「話すこと」「書くこと」等の言語活動の充実を図っている学校の割合	小-	50	44	B		51	52	53	教育委員会				
				117	教育課程全体で「話すこと」「書くこと」等の言語活動の充実を図っている学校の割合	中-	42	39	B		43	44	45	教育委員会				
				118	教育課程全体で「話すこと」「書くこと」等の言語活動の充実を図っている学校の割合	高-	53	85	A		54	55	56	教育委員会				
				119	児童生徒の資質・能力の向上に向けて、「確かな学力育成プラン」に基づいて組織的に取り組	小-	64	64	A		65	66	67	教育委員会				
				120	児童生徒の資質・能力の向上に向けて、「確かな学力育成プラン」に基づいて組織的に取り組	中-	53	50	B		54	55	56	教育委員会				
				121	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をもとに幼児児童の姿を共有し、授業に生かしてい	-	75	80	A		80	90	100	教育委員会				
				122	授業等でICT機器を活用し、児童生徒にICT活用について指導できる教員の割合（%）	78	80	未入力	未確定：R6.8以降	82	86	90	教育委員会					
	ケ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます【徳育】	(ア) 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成	130	多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒の割合（%）（小学校分）	小-	77	73	B		78	79	80	教育委員会					
				131	多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒の割合（%）（中学校分）	中-	81	75	B		82	83	84	教育委員会				
				132	多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒の割合（%）（高等学校分）	◆高-	90	86	B		90	90	90	教育委員会				
			(イ) 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成	133	学校や地域が行う体験活動に参加し、達成感や有用感をもった児童生徒の割合（%）（小学校分）	小-	85	90	A		86	87	88	教育委員会				
134					学校や地域が行う体験活動に参加し、達成感や有用感をもった児童生徒の割合（%）（中学校分）	中-	85	88	A		86	87	88	教育委員会				
135					学校や地域が行う体験活動に参加し、達成感や有用感をもった児童生徒の割合（%）（高等学校分）	◆高-	90	91	A		90	90	90	教育委員会				

標題1	標題2	標題3	AP指標No. 第2期	指標の名称 第2期	現状値		年度目標値					計画目標値			担当部局	子どもの幸せ 応援計画 の指標	ひとり親家 庭等自立促 進計画の指 標	子ども・子 育て事業支 援計画
					R3	R5	2023年 (R5)	2023年 (R5)	C・D評価の要因		R6	R7	R8					
(1) 子どもの健やかな成長を支援する	ケ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます【徳育】	(イ) 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成	136	「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合(%) (小学校分)	小 89	90	86	B			90	90	90	教育委員会				
			137	「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合(%) (中学校分)	中 85	85	81	B			85	85	85	教育委員会				
			138	「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合(%) (高等学校分)	高 84	85	82	B			85	85	85	教育委員会				
	コ 児童生徒の豊かな体を育みます【体育】			146	朝食を毎日食べる児童生徒の割合(%) (小学校分)	◆小 96.6	97	96.0	B			97	97	97	教育委員会			
				147	朝食を毎日食べる児童生徒の割合(%) (中学校分)	中 89.2	90	87.4	D	スクリーンタイムの増加などによる生活習慣の変化や朝食摂取の重要性の理解不足、また、家庭における朝食習慣の影響等が考えられ、目標を達成することはできませんでした。	91	92	93	教育委員会				
				148	毎日一定の時刻に就寝する児童生徒の割合(%) (小学校分)	小 84.7	85	83.9	B			85	85	85	教育委員会			
				149	毎日一定の時刻に就寝する児童生徒の割合(%) (中学校分)	中 84.6	85	84.4	B			85	85	85	教育委員会			
				150	◆喫煙飲酒の指導を含めた「薬物乱用防止教室」を開催している小学校の割合(%)	89.9	100	93.3	B			100	100	100	教育委員会			
				151	部活動の活動方針について、学校、保護者、外部指導者等が、共通理解を図る部活動連絡会等の機会を持っている学校の割合	中 86.6	89.0	93.8	A			92	96	100	教育委員会			
				152	部活動の活動方針について、学校、保護者、外部指導者等が、共通理解を図る部活動連絡会等の機会を持っている学校の割合	高 93.1	95.0	98.4	A			97	99	100	教育委員会			
				サ 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます	(ア) 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実	153	「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引き継ぎを行っている学校の割合(%)	71	100	100	A			100	100	100	教育委員会	
	(ウ) 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進	158	特別支援教育サポーターの登録者数(人)			335	390	389	B			420	450	480	教育委員会	○		
	シ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります	(イ) 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進	162	学校が楽しいと思う(学校に満足している)児童生徒の割合(%) (小学校分)	小 87	88	85	D	学校生活に対する個々の満足度には多様な要因が影響すると考えられますが、新型コロナウイルス感染症の第5類移行後の学校行事の見直し等が一因となりました。	89	90	91	教育委員会					
			163	学校が楽しいと思う(学校に満足している)児童生徒の割合(%) (中学校分)	中 84	85	86	A			87	89	91	教育委員会				

標題1	標題2	標題3	AP指標No. 第2期	指標の名称 第2期	現状値		年度目標値					計画目標値	担当部局	子どもの幸せ 応援計画 の指標	ひとり親家 庭等自立促 進計画の指 標	子ども・子 育て事業支 援計画	
					R3	R5	2023年 (R5)	2023年 (R5)	C・D評価の要因		R6						R7
(1) 子どもの健やかな成長を支援する	シ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります	(イ) 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進	164	学校が楽しいと思う(学校に満足している)児童生徒の割合(%) (高等学校分)	高 89	90	86	D	学校生活に対する個々の満足度には多様な要因が影響すると考えられますが、新型コロナウイルス感染症の第5類移行後の学校行事の見直し等が一因となりました。	90	91	91	教育委員会				
		(ア) 安心して学べる環境の整備	168	地域住民などによる見守り活動が行われている小中学校の割合(%)	81.8	85	95.9	A		85	85	85	教育委員会				
		(ア) 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進	177	自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合(%) (小学校分)	小 72	72	70	D		新型コロナウイルス感染症の影響で縮小・中断していた校外活動などは再開しつつあるものの、児童生徒が地域の良さを認識する学習活動の再構築が十分に進みませんでした。	73	73	74	教育委員会			
			178	自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合(%) (中学校分)	中 53	55	54	D		新型コロナウイルス感染症の影響で縮小・中断していた校外活動などは再開しつつあるものの、児童生徒が地域の良さを認識する学習活動の再構築が十分に進みませんでした。	57	59	60	教育委員会			
(1) 子どもの健やかな成長を支援する	セ 地域に貢献する人材を育てます	(ア) 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進	179	自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合(%) (高等学校分)	高 45	47	49	A		49	51	52	教育委員会				
		(イ) キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成	180	将来希望する職業(仕事)について考えている高校2年生の割合(%)	48	50	50	A		52	54	55	教育委員会				
	ソ つながりや活力を感じられる地域コミュニティを基盤に、自助、共助、公助による防災体制をつくります	(ア) 地域コミュニティを基盤とした防災体制づくり	251	地域防災サポーターによる講義等の受講者数(人) [累計]	8,156	13,275	16,763	A		15,875	18,500	21,150	復興防災部				
		(イ) 犯罪被害者を支える社会づくりの推進	256	犯罪被害者等に係る理解促進のための講演会等の参加者数(オンラインを含む)(人) [累計]	4,867	3,000	5,045	A		6,000	9,000	12,000	復興防災部				
	タ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます	(イ) 犯罪被害者を支える社会づくりの推進	257	「はまなすサポーター」相談窓口の新規相談者数のうち、県広報により窓口を認知し相談	30.8	36.8	46.9	A		39.8	42.8	45.8	復興防災部				
			(エ) 交通事故抑止対策の推進	261	▼交通事故死傷者数(人)	1,865	1,770	1,831	D	20年連続で減少したものの、類型別では「人対車両」の事故が増加し、年齢別では60歳以上のドライバーの事故が増加しました。	1,710	1,675	1,585	警察本部			
		チ 食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます	269	食育普及啓発行事の参加者数(人) [累計]	273	340	1,189	A		680	1,020	1,360	環境生活部				
	ツ 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます		401	環境学習交流センター利用者数(人)	33,258	41,000	45,032	A		41,000	41,000	41,000	環境生活部				
402			水生生物調査参加者数(人) [累計]	3,618	3,700	3,704	A		7,300	10,800	14,200	環境生活部					
(2) 子育て家庭を支援する	ア 必要に応じた医療を受けられる体制を充実します	21	小児周産期医療遠隔支援システム利用回数(回)	680	706	721	A		720	734	748	保健福祉部					
	イ 住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります	26	ひとにやさしい駐車場利用証制度駐車区画数 [累計]	1,079	1,100	1,132	A		1,100	1,120	1,120	保健福祉部					
(2) 子育て家庭を支援する	ウ 生涯を通じて学び続けられる場をつくります	59	生涯学習情報提供システム(データベース)利用件数(件)	4,166	4,550	5,329	A		4,750	4,950	5,150	教育委員会					

標題1	標題2	標題3	AP指標No. 第2期	指標の名称 第2期	現状値		年度目標値					計画目標値	担当部局	子どもの幸 せ応援計画 の指標	ひとり親家 庭等自立促 進計画の指 標	子ども・子 育て事業支 援計画
					R3	R5	2023年 (R5)	2023年 (R5)	C・D評価の要因		R6					
	エ 安心して子どもを 生み育てられる環境を つくります	(ア) 結婚・家庭・ 子育てに希望を持て る環境づくりの推進	69	「いわて子育て応援の店」協賛 店舗数(店舗)【累計】	2,225	2,500	2,431	C	制度周知に努めたほか、企業への個別訪問による働き かけを行うなど、新規登録店舗数の拡大に取り組んだも の、目標数の企業理解を得るには至らなかったため。	2,600	2,700	2,800	保健福祉部			
			72	ライフプランセミナーの受講者 数(人)	268	400	696	A		800	1,200	1,600	保健福祉部	○	○	○
			75	▼放課後児童クラブの待機児童 数(5月時点)(人)	268	90	64	A		60	30	0	保健福祉部			
			94	放課後子供教室において指導者 を配置して「体験活動」を実施 している教室の割合(%)【再 掲】	67	75	76.3	A		80	85	90	保健福祉部	○	○	○
(2) 子育て家庭を 支援する	エ 安心して子どもを 生み育てられる環境を つくります	(イ) 様々な状況に ある子育て家庭への 支援 (エ) 障がい児の療 育支援体制の充実	78	いわて子育てにやさしい企業等 認証の認証数(事業者)【累 計】	75	245	223	B		335	425	515	保健福祉部			○
			85	児童発達支援センター設置圏域 数(圏域数)	3	3	3	A		4	5	6	保健福祉部			○
			86	岩手県医療的ケア児支援セン ターによる支援件数(件)	-	120	284	A		240	360	480	保健福祉部	○	○	○
			87	発達障がい児者地域支援体制整 備への助言回数(回数)	-	9	12	A		18	27	36	保健福祉部			
			88	すこやかメールマガジンの登録 人数(人)	3,635	4,500	4,500	A		5,000	5,500	6,000	教育委員会			
			89	子育てサポーター等を対象とし た家庭教育支援に関する研修会 の参加者数(人)	559	615	647	A		625	635	645	教育委員会	○		○
			オ ひとり親家庭の自 立を支援します			80	生活保護世帯の子どもの高等学 校等進学率(%)【再掲】	97	98	-	-	未確定：R6.7頃	98	99	100	保健福祉部
81	学習支援事業に取り組む市町村 数(市町村)【再掲】	24				26	27	A		28	30	33	保健福祉部	○	○	○
82	子ども食堂など子どもの居場所 づくりに取り組む市町村数(市 町村)【再掲】	24				26	26	A		28	30	33	保健福祉部			○
(2) 子育て家庭を 支援する	カ 多様な保育サー ビスの充実を図ります		75	放課後児童クラブの待機児童数 (5月時点)(人)【再掲】	142	90	64	A		60	30	0	保健福祉部	○	○	○
			77	保育士・保育所支援センター マッチング件数(件)【累計】	114	114	100	B		228	342	456	保健福祉部			○
	キ 仕事と生活を両立 できる環境をつくりま す		282	いわて働き方改革推進運動参加 事業者数(事業者)【累計】	680	945	945	A		1,080	1,215	1,350	商工労働観光部	○	○	○
			106	年次有給休暇の取得率(%)	56	60	④ 59.2	C	働き方改革などの取組により上昇傾向にはありますが、 人手不足が続いていることなどにより、大きな上昇には 結びつきませんでした。	62	63	65	商工労働観光部			

標題1	標題2	標題3	AP指標No. 第2期	指標の名称 第2期	現状値	年度目標値						計画目標値	担当部局	子どもの幸 せ応援計画 の指標	ひとり親家 庭等自立促 進計画の指 標	子ども・子 育て事業支 援計画
					R3	R5	2023年 (R5)	2023年 (R5)	C・D評価の要因	R6	R7	R8				
	ク 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくりま	(イ) 快適で魅力あるまちづくりの推進	220	バリアフリー化に対応した特定公共施設数(施設) [累計]	105	111	111	A		114	117	120	県土整備部			
	ケ 地域の暮らしを支える公共交通を守り、つながりや活力を感じられる地域コミュニティを目指します	(ア) 地域公共交通の利用促進	227	乗合バス事業者のノンステップバスの導入率(%)	38.9	41.0	-	-	未確定	42	43	44	ふるさと振興部			
		(イ) 持続可能な地域コミュニティづくり	230	活動中の元気なコミュニティ特選団体数(団体)	213	237	234	B		249	261	273	ふるさと振興部			
(2) 子育て家庭を支援する	コ 性別や年齢にかかわらず活躍できる社会をつくりま	(イ) 持続可能な地域コミュニティづくり	467	出前講座受講者数(オンラインを含む)(人) [累計]	3,539	3,600	4,558	A		7,200	10,800	14,400	環境生活部			
			468	男女共同参画サポーターの男性認定者数(人) [累計]	12	20	12	D	女性の受講者が多く、男性の認定者が伸び悩んだ。また、男性の受講者も25名程度参加していたものの、認定までに至らなかった(規定数を受講しなかった)者が多かった。	40	60	80	環境生活部			
(3) 子どもを産む世代が安心できる環境をつくる	ア 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりを推進します		68	結婚サポートセンター会員における成婚者数(人) [累計]	36	55	65	A		115	180	250	保健福祉部			
			71	不妊治療休暇制度等導入事業者数(事業者) [累計]	2	26	8	D		37	48	60	保健福祉部			
			69	「いわて子育て応援の店」協賛店舗数(店舗) [累計] 【再掲】	2,225	2,500	2,431	C	制度周知に努めたほか、企業への個別訪問による働きかけを行うなど、新規登録店舗数の拡大に取り組んだものの、目標数の企業理解を得るには至らなかったため。	2,600	2,700	2,800	保健福祉部	○	○	○
			78	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数(事業者) [累計] 【再掲】	75	245	223	B		335	425	515	保健福祉部			
	イ 安全・安心な出産環境を整備します		23	周産期救急患者搬送のコーディネート件数(件)	404	416	385	D	救急患者搬送に至る前に、リスクがある妊産婦からの計画的な事前相談や、医療機関同士の円滑な事前調整が図られたことにより、患者搬送時点におけるコーディネートへの対応は減少しました。	428	441	454	保健福祉部			
			74	産後ケア事業実施市町村数(他市町村との連携を含む)(市町村)	26	31	32	A		33	33	33	保健福祉部			
	ウ 若い世代の県内就業を促進し、U・Iターンを推進します		278	岩手県内に将来働いてみたいと思う企業がある高校生の割合(%)	-	35.0	19.8	D	いわてで働こう推進協議会を核とした取組により高校生等を中心に県内企業の魅力発信や企業活動内容の理解促進に取り組みましたが、将来働いてみたいと思う企業の割合の向上には至らなかったもの。	40.0	45.0	50.0	商工労働観光部			
			279	ジョブカフェいわてのサービスを利用して就職決定した人数(人) [累計]	1,027	1,150	1,158	A		1,210	1,270	1,330	商工労働観光部	○	○	
(3) 子どもを産む世代が安心できる環境をつくる	ウ 若い世代の県内就業を促進し、U・Iターンを推進します		280	◆大卒者3年以内の離職率(%)	37.0	31.0	33.5	A		31.0	31.0	31.0	商工労働観光部			
			290	県立職業能力開発施設における県内企業への就職率	84	81.2	90.2	A		81.2	81.2	81.2	商工労働観光部	○	○	